第４次広陵町総合計画　後期基本計画

みんなの広陵元気プラン

みなさんと共に「いい町」づくり！元気な広陵

平成29年4月
広　陵　町

第4次広陵町総合計画　後期基本計画

みんなの広陵元気プラン

みなさんと共に「いい町」づくり！元気な広陵

平成29年4月
広　陵　町

第４次広陵町総合計画後期基本計画
町長あいさつ

本町では、平成２４年度に基本構想（平成２４年度～平成３３年度）と前期基本計画（平成２４年度～平成２８年度）からなる「第４次広陵町総合計画」を策定し、まちづくりの３つの理念「“みどり”を大切にするまちづくり」「“活気”に満ちたまちづくり」「“協働”のまちづくり」のもと、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んでまいりました。

その結果、前期基本計画期間では、多くの人がまちに愛着を感じ、今後も住み続けたいと思っていただける魅力あるまちとして着実な発展を続けることができました。

しかしながら、本町を取り巻く社会情勢は確実に変化しており、少子高齢化をはじめ、価値観の多様化、環境問題や防災意識の高揚など新たな問題が山積しており、あらゆる面で本町の更なる発展につながる方策を考えていかなければなりません。

このような点を踏まえ、この度、平成２９年度から平成３３年度までの５か年の計画期間で、町政運営の基本方針となる後期基本計画を策定いたしました。

今後、本計画を土台として、町民と行政が協働して『みなさんと共に「いい町」づくり！元気な広陵』を目指してまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、皆さまの積極的な参画と、より一層のご協力をお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました総合計画策定懇話会委員の皆様をはじめ、アンケートなどにおいて貴重なご意見・ご提案をいただきました町民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成２９年４月

広陵町長　山村吉由

目次

第１部　総　論 …… 1

第１章　「みんなの広陵元気プラン」後期基本計画とは …… 2
1　計画策定の目的 …… 2
2　計画の役割 …… 2
3　計画の構成と期間 …… 3
第２章　踏まえるべき町民ニーズと時代の流れ …… 4
1　新たなまちづくりへの町民ニーズ …… 5
2　新たな時代の流れ …… 11
第３章　目指す将来像と計画体系等（基本構想の一部見直し） …… 14
1　まちづくりの３つの理念 …… 15
2　目指す将来像 …… 15
3　人口の予測と目標 …… 16
4　計画の体系 …… 17
5　土地利用構想 …… 18
6　重点プロジェクト …… 20

第２部　後期基本計画 …… 23

第１章　住みよい美しい安全な環境づくり …… 24
1　環境保全の推進 …… 24
2　環境衛生の充実 …… 27
3　上・下水道の充実 …… 30
4　公園・緑地の保全 …… 33
5　消防・防災の充実 …… 35
6　防犯・交通安全の充実 …… 39

第２章　いきいき健康・福祉のまちづくり …… 41
1　保健・医療の充実 …… 41
2　子育て支援の充実 …… 45
3　高齢者支援の充実 …… 48
4　障がい者支援の充実 …… 51
5　地域福祉の充実 …… 55
6　社会保障の適正運用 …… 58
第３章　文化の薫り高いまちづくり …… 61
1　学校教育の充実 …… 61
2　生涯学習の推進 …… 64
3　スポーツの振興 …… 67
4　文化芸術の振興 …… 70
5　文化財の保存・活用 …… 72
6　青少年の健全育成 …… 74
第４章　活力あふれる産業づくり …… 76
1　農業の振興 …… 76
2　商工業の振興 …… 79
3　観光・交流の振興 …… 82
4　雇用対策の推進 …… 85
5　消費者対策の推進 …… 87
第５章　さらなる発展への基盤づくり …… 89
1　計画的な土地利用の推進 …… 89
2　市街地の整備 …… 91
3　住宅施策の推進と定住・転入の促進 …… 93
4　道路・交通網の充実 …… 96
5　情報化の推進 …… 99
第６章　みんなの力で進めるまちづくり …… 102
1　人権の尊重 …… 102
2　男女共同参画社会の形成 …… 105
3　コミュニティの育成 …… 108
4　協働のまちづくりの推進 …… 110
5　自立した自治体経営の推進 …… 113
資　料 …… 117

第１部

総論

第１章　「みんなの広陵元気プラン」後期基本計画とは
第２章　踏まえるべき町民ニーズと時代の流れ
第３章　目指す将来像と計画体系等（基本構想の一部見直し）

第１章　「みんなの広陵元気プラン」後期基本計画とは

１　計画策定の目的

本町では、緑豊かな環境やあたたかくやさしい町民性をはじめ、本町ならではの特性・資源を生かした住みよい元気なまちづくりを進めるため、平成 24 年度に、基本構想（平成 24 年度～平成 33 年度）と前期基本計画（平成 24 年度～平成 28 年度）からなる第４次広陵町総合計画「みんなの広陵元気プラン」を策定しました。

本町ではこれまで、本計画に基づき、各種施策を町民とともに積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、この間、少子高齢化の急速な進行や全国各地における大規模災害の発生、地方創生の時代の到来をはじめ、社会・経済情勢は大きく変化してきています。

また、町内では、“快適で安全・安心な住環境の整備”や“保健・医療・福祉の充実”が引き続き強く求められているほか、“子育て環境・教育環境の充実”を重視する傾向が強まっています。

こうした動向に的確に対応し、さらに住みよい元気な広陵町をつくり上げていくため、新たなまちづくりの指針として、ここに後期基本計画（平成 29 年度～平成 33 年度）を策定します。

２　計画の役割

本計画は、基本構想・前期基本計画を踏まえ、引き続き次のような役割を持つ計画として策定しました。

広陵町民にとっては

まちづくりの共通目標

これからのまちづくりの方向性やそのために必要な取り組みを共有し、それぞれの個性とパワーを一層発揮しながら、まちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

広陵町行政においては

総合的な経営指針、広陵町の主張

新たな時代の自立した広陵町をつくり上げ、将来にわたって持続的に経営していくための総合的な経営指針となるとともに、国や奈良県、周辺自治体に対し、必要な施策や事業を広陵町から主張していくものです。

３　計画の構成と期間

本計画は、「後期基本計画」と「実施計画」で構成されています。それぞれの構成と期間は、次のとおりです。

なお、すでに策定されている「基本構想」については、全体的に踏襲することを基本としますが、現在のまちづくりの方向性等を踏まえて一部見直しを行うものとします。

後期基本計画

後期基本計画は、基本構想に基づき、また、前期基本計画の達成状況や新たなまちづくりへの町民ニーズ、新たな時代の流れを踏まえ、分野ごとの主要な施策や具体的な数値による成果指標（ベンチマーク）等を示したものです。

計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの５年間とします。

実施計画

実施計画は、後期基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源等を示したものであり、別途策定するものとします。

計画期間は、向こう３年間とし、毎年度見直しを行います。

「みんなの広陵元気プラン」後期基本計画の期間

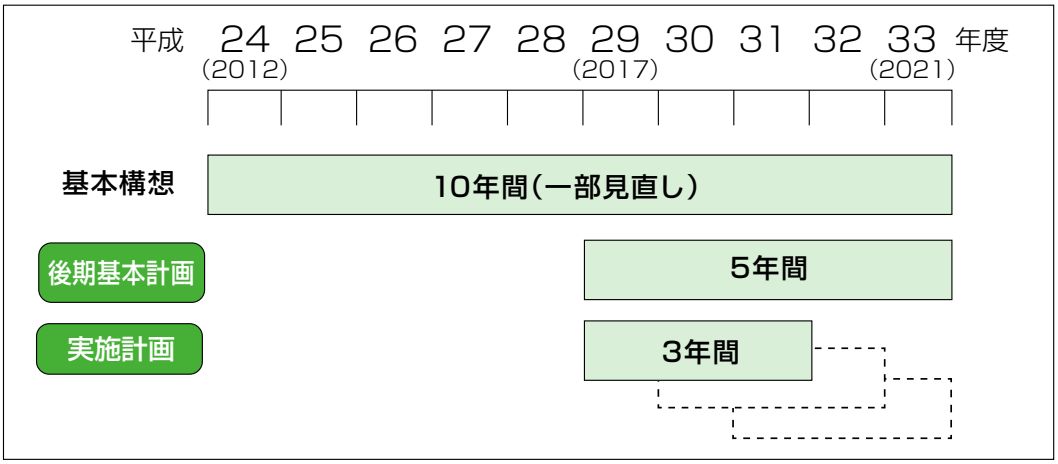

第2章　踏まえるべき町民ニーズと時代の流れ

後期基本計画の策定と推進にあたっては、前期基本計画の達成状況や、平成27年度に策定した人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえることはいうまでもありませんが、それに加え、直近の町民ニーズと時代の流れを十分に勘案し、新たな視点を取り入れていくことが必要です。

そこで、本計画において踏まえるべき町民ニーズと代表的な時代の流れをまとめると、次のとおりです。

後期基本計画において踏まえるべき要素

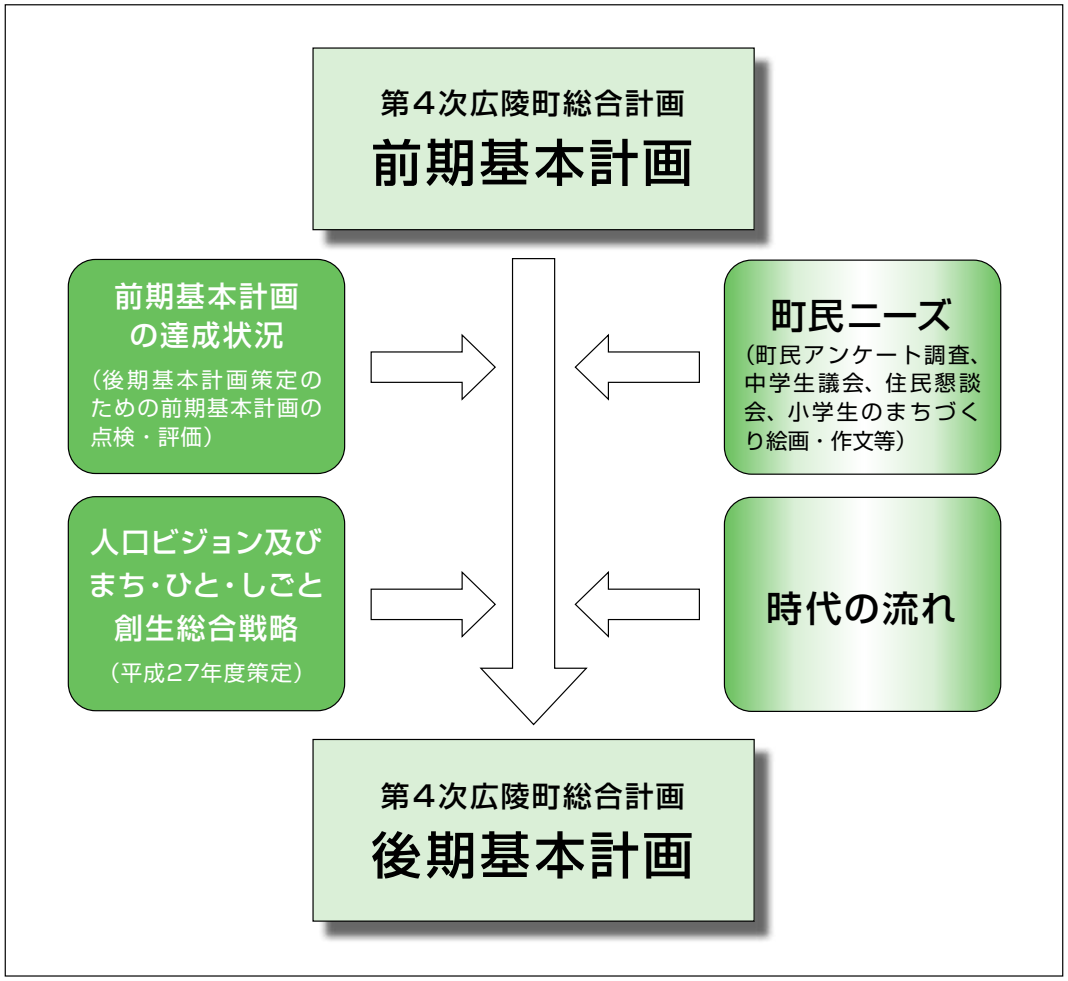

1　新たなまちづくりへの町民ニーズ

本町では、町政への町民参画、町民ニーズの反映を重視し、各区・自治会において住民懇談会を開催しているほか、平成 27 年度には、町民アンケート調査の実施や中学生議会の開催、平成 28 年度には、小学生のまちづくり絵画･作文の募集などを行いました。

その中から、町民アンケート調査の代表的な設問結果と、中学生議会における意見（質問）を抜粋すると、次のとおりです。

（1）町民アンケート調査にみる町民ニーズ

①　まちへの愛着度と今後の定住意向

■　“愛着を感じている”という人が７割強、“住みたい”という人も７割強にのぼり、愛着度・定住意向が強い。

■　前回のアンケート結果と比べると、愛着度・定住意向ともに強まっている。

「とても愛着を感じている」と「どちらかというと愛着を感じている」を合わせた“愛着を感じている”人が 73.5%と７割強にのぼり、町への愛着度は強いといえます。また、「住みたい」と「どちらかといえば住みたい」を合わせた“住みたい”人も 74.7%と７割強にのぼり、今後の定住意向も強くなっています。

前回のアンケート調査（平成 23 年度）の結果（“愛着を感じている”人が 71.8%、“住みたい”人が 73.9%）と比べると、愛着度・定住意向ともに強まっています。

これからのまちづくりにおいては、これらの愛着度や定住意向を維持し、さらに強める視点に立って各種施策を推進していくこととします。

まちへの愛着度

（単位：%）

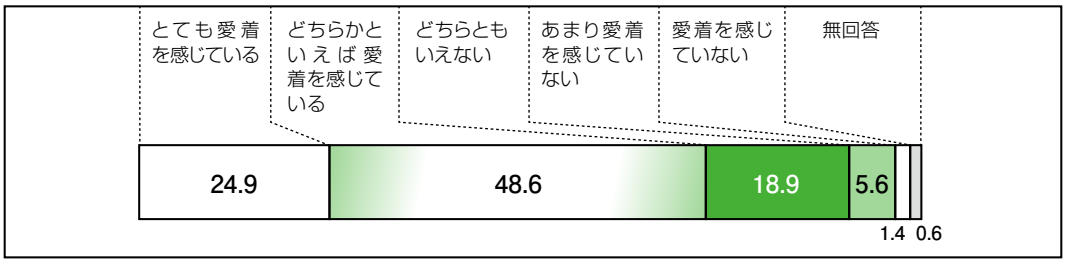

今後の定住意向

（単位：%）

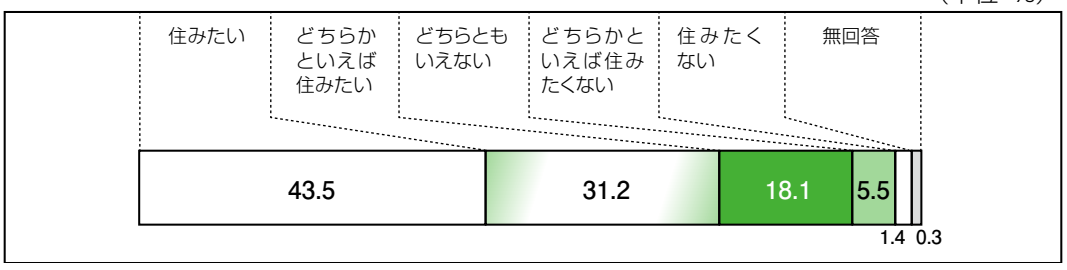

②　まちの各環境に関する満足度と重要度

■　満足度が最も高いのは「公園・緑地の整備状況」。次いで「上水道の状況」、「下水道の状況」。一方、最も低いのは「路線バスの状況」。次いで「鉄道の状況」、「観光振興の状況」。

■　重要度が最も高いのは「医療体制」。次いで「防犯体制」、「消防・救急体制」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」、「学校教育環境」。

■　前回のアンケート結果と比べると、特に大きな特徴はみられず、“快適で安全・安心な住環境の整備”と“保健・医療・福祉の充実”が引き続き重視されている。

まちの各環境についての満足度を把握するため、５分野 48 項目を設定し、項目ごとに町民に評価してもらい、点数化しました。

その結果、満足度が最も高いのは「公園・緑地の整備状況」で、次いで「上水道の状況」、「下水道の状況」などの順となっており、生活環境分野をはじめ、教育・文化・人権分野、保健・医療・福祉分野、住民参画・行財政分野の満足度が高くなっています。

一方、満足度が最も低いのは「路線バスの状況」で、次いで「鉄道の状況」、「観光振興の状況」などの順となっており、これら生活基盤分野（特に交通関係）・産業分野の満足度が低くなっています。

前回のアンケート調査の結果と比べると、特に大きな特徴はみられず、生活基盤分野（特に交通関係）・産業分野の取り組みが引き続き課題であることがうかがえます。

また、同様にまちの各環境の今後の重要度をたずねたところ、重要度が最も高いのは「医療体制」で、次いで「防犯体制」、「消防・救急体制」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」、「学校教育環境」などの順となっています。これらを含めた上位 10 項目をみると、「学校教育環境」以外のすべてが生活環境分野と保健・医療・福祉分野の項目となっており、“快適で安全・安心な住環境の整備”と“保健・医療・福祉の充実”が重視されています。

前回のアンケート結果と比べると、特に大きな特徴はみられず、“快適で安全・安心な住環境の整備”と“保健・医療・福祉の充実”が引き続き強く求められていることがうかがえます。

これからのまちづくりにおいては、これら各環境の満足度・重要度を踏まえながら、各種施策を推進していくこととします。

竹取公園

まちの各環境に関する満足度

（単位：評価点）

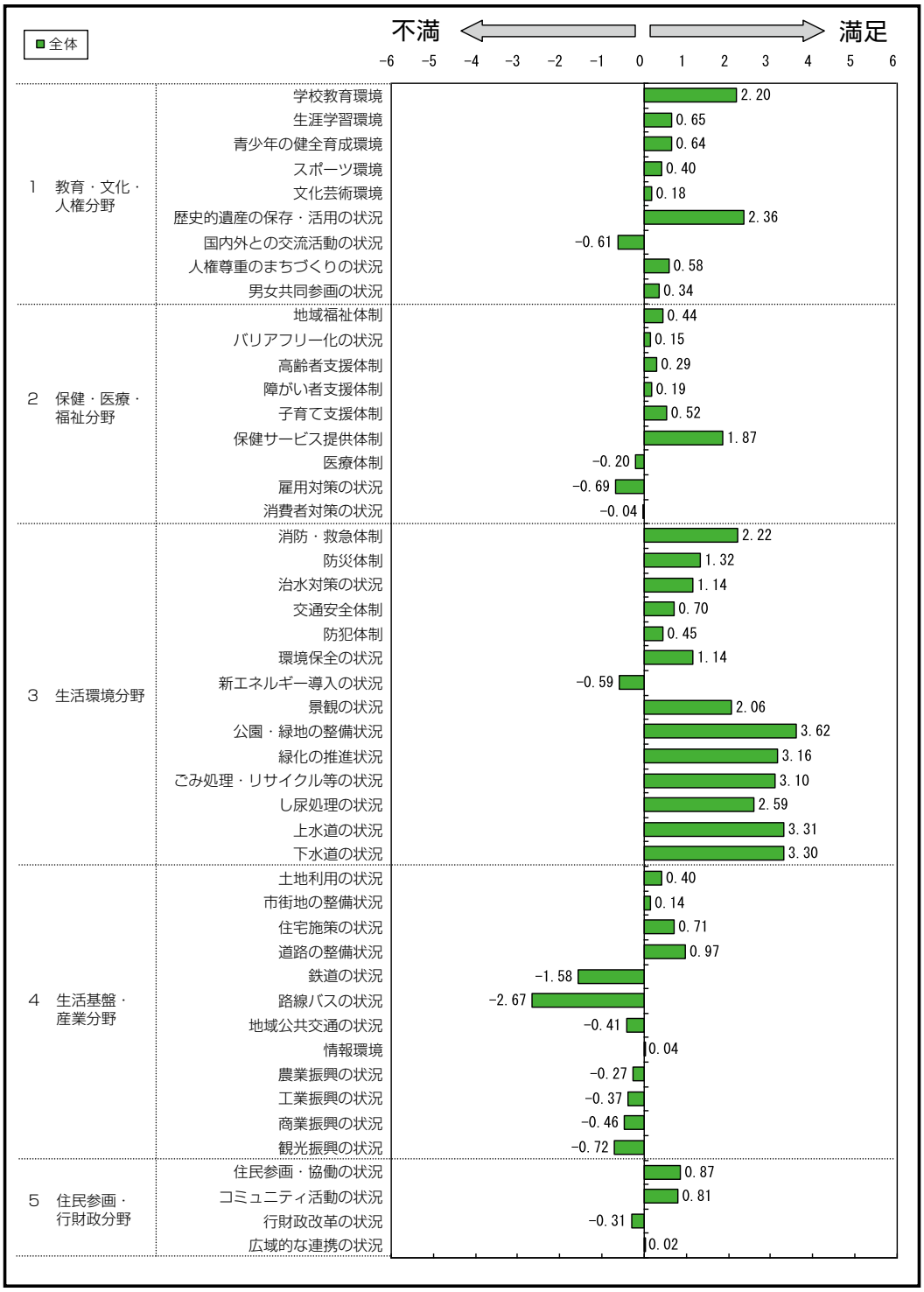

まちの各環境に関する重要度

（単位：評価点）

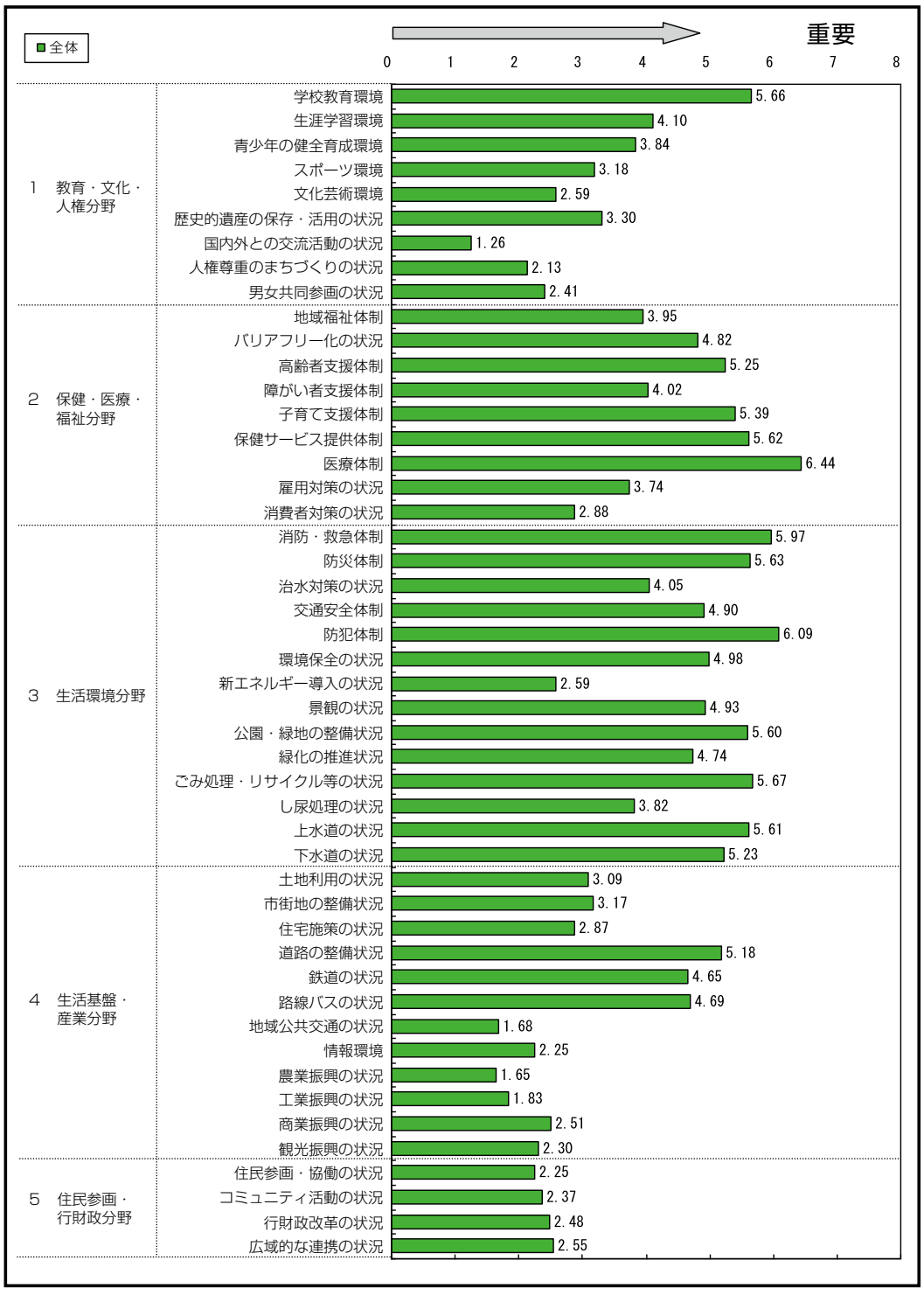

③　今後のまちづくりの特色

■　「快適住環境のまち」と「健康・福祉のまち」が第１・２位を占め、「子育て・教育のまち」が第３位。

■　前回のアンケート結果と比べると、上位の順位に変わりはなく、「快適住環境のまち」と「健康･福祉のまち」が引き続き強く求められていること、また、「子育て・教育のまち」を望む町民が増えてきていることがうかがえる。

今後、本町をどのような特色のあるまちにすべきかをたずねたところ、快適で安全・安心な住環境の整備を優先する「快適住環境のまち」、人にやさしい保健・医療・福祉の充実した「健康･福祉のまち」が第１･２位を占めており、前問の結果を裏づけるように、“快適･安全･安心な住環境の整備”と“保健･医療･福祉の充実”に町民の関心が集まっていることがうかがえます。

また、第３位は、子育て環境や子どもの保育･教育環境が充実した「子育て･教育のまち」、第４位は、自然の保護や環境の保全･創造を優先する「環境保全のまち」となっています。

前回のアンケート結果と比べると、第５位までの順位は変わらず、これら上位項目が引き続き強く求められていること、また、第３位の「子育て・教育のまち」の率がかなり上昇しており（前回 26.4%→今回 34.1%。約８ポイント）、“子育て環境・教育環境の充実”を望む町民が増えてきていることがうかがえます。

これからのまちづくりにおいては、こうした町民の声を十分に踏まえ、各種施策を推進していくこととします。

今後のまちづくりの特色（複数回答）

（単位：%）

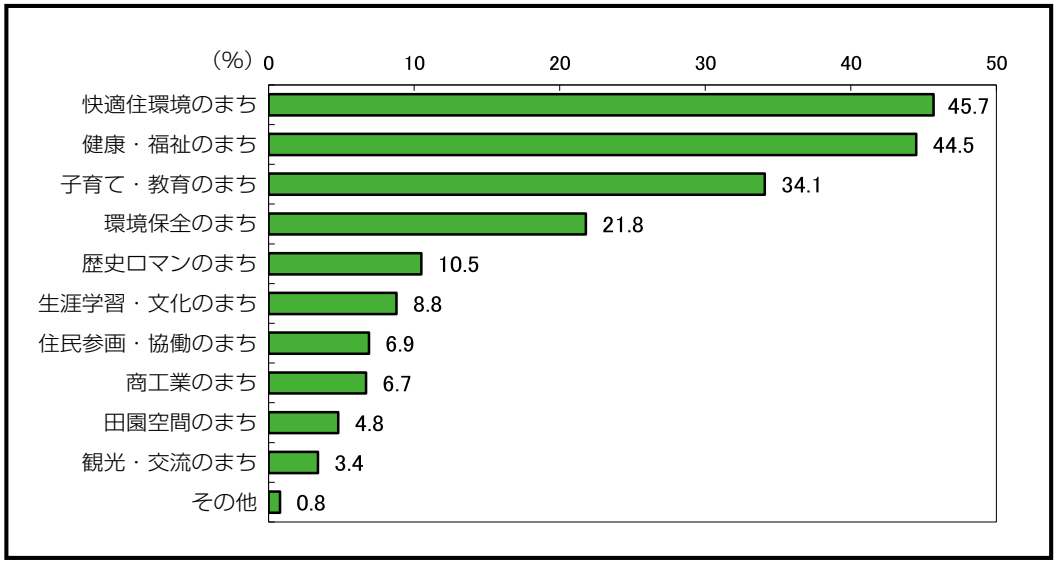

（2）中学生議会にみる中学生ニーズ

■　“学校”に関する意見（質問）に次いで“安全･安心”に関する意見（質問）が多く、安全・安心な環境づくりに関心が集まっている。

本町では、町制施行 60 周年記念事業の一環として、平成 27 年９月に、町内の２校の中学校（広陵中学校・真美ヶ丘中学校）の生徒による中学生議会を開催しました。

本議会で提案された 16 の意見（質問）の内容を抜粋すると、次のとおりであり、全体的にみると、“学校”（施設・設備等）に関する意見（質問）が６件で最も多くなっていますが、次いで“安全・安心”（防災・防犯・交通安全等）に関する意見（質問）が４件となっており、中学生では、身近な学校生活に次いで安全・安心な環境づくりに関心が集まっていることがうかがえます。

これからのまちづくりにおいては、こうした中学生の声を十分に踏まえ、各種施策を推進していくこととします。

中学生議会における意見（質問）（抜粋）

① 地元の野菜を使ったおいしい中学校給食の実施を。
② 各教室にクーラーの増設を。
③ 竹取公園遊具の修理とイベントの開催で利用者増加を。
④ 南海トラフ対策はどうなっていますか。
⑤ 学校の設備改修のために予算措置を。
⑥ 学校のトイレ掃除がしっかりできるように、清掃用具の充実を。利用しやすいように洋式トイレの増設を。
⑦ 広陵元気号を利用しやすいように改善を。平尾のオークワなくなりました。
⑧ 事件・事故を減らすために街灯・歩道・信号機の増加を。
⑨ ふるさと納税や町出身著名人の協力を得て町の活性化を。
⑩ 安心して利用できるかつらぎの道に。
⑪ 高温になる危険な体育館にはクーラーの設置を。
⑫ 部活動に専属コーチの配置を。
⑬ 大規模商業施設を増やしてほしい。
⑭ 古墳を中心に観光に取り組んではどうか。
⑮ 公園に動物を放して遊べるスペースを。
⑯ 犯罪予防のために見守り隊の活動を。

２　新たな時代の流れ

基本構想・前期基本計画を策定してからおよそ５年が経過しましたが、社会・経済情勢は大きく変化してきています。これからのまちづくりにおいて踏まえるべき代表的な時代の流れは、次のとおりです。

１　急速に進む少子高齢化・人口減少、求められる地方創生・一億総活躍社会の実現

わが国では、少子高齢化・人口減少が急速に進む中、将来にわたって活力ある社会を維持するため、全国各地で地方創生に向けた動きが加速しているほか、国民一人ひとりが希望をかなえ、能力を発揮し、生きがいを感じることができる一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが進められています。

このため、これからのまちづくりにおいては、人口減少の歯止めに向けた戦略的な取り組みをはじめ、地方創生・一億総活躍社会の実現の視点を一層取り入れていくこととします。

２　頻発する大規模災害、高まる安全・安心への意識

東日本大震災以降においても、全国各地で地震や大雨、火山の噴火等による大規模災害が頻発し、近年では熊本大地震が発生したほか、凶悪犯罪や交通事故、食の安全性に関する問題なども後を絶たず、人々の安全・安心に対する意識がさらに高まってきています。

このため、これからのまちづくりにおいては、南海トラフ巨大地震への備えや地域ぐるみの防犯体制の整備はもとより、あらゆる分野で安全・安心の視点を一層取り入れていくこととします。

地域防災訓練

3 厳しい状況が続く地方の産業と雇用情勢

近年の経済政策等により、わが国の景気は回復傾向にあるといわれていますが、地方ではその実感に乏しく、地方の産業は依然として厳しい状況が続いており、第１次産業の担い手不足や農地の荒廃、既存商店街の空洞化、地場産業の衰退等が進み、地域全体の活力の低下や雇用の場の不足が大きな問題となっています。

このため、これからのまちづくりにおいては、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、各産業の維持･活性化を促す環境づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

4 高まる環境保全・再生可能エネルギーへの意識

地球温暖化などの地球環境問題の一層の深刻化、大気汚染や水質汚濁をはじめとする国・地域における環境問題の発生等を背景に、地球規模で環境保全やエネルギーのあり方に対する意識が高まっており、低炭素※1・循環・自然共生等を基本とした社会の形成が強く求められています。

このため、これからのまちづくりにおいては、自然環境の保全や廃棄物の減量化・資源化、再生可能エネルギーの導入をはじめ、持続可能な社会づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

5 求められる教育再生に向けた取り組み

わが国では、少子高齢化の進行等に伴う社会全体の活力低下をはじめ、わが国を取り巻く危機的状況を踏まえ、第２期教育振興基本計画を策定し、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」を重視した教育政策を展開し、教育の再生を進めています。

このため、これからのまちづくりにおいては、これらの流れに基づき、また地域の教育資源を十分に生かしながら、特色ある教育行政を進めていく視点を一層取り入れていくこととします。

※１　地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素の排出量を削減すること

6 さらに進む国際化・情報化

人・物・情報の流れが地球的規模に拡大し、産業・経済分野はもとより、身近な日常生活にまで国際化が進んでいます。また、スマートフォンやタブレット端末※２等の情報通信機器の普及、ＳＮＳ※３の利用拡大などにより、情報通信環境は急速に向上し続けており、あらゆる分野でＩＣＴ※４を利活用する時代が到来しています。

このため、これからのまちづくりにおいては、国際化や情報化を地域活性化に欠かせないものとしてとらえ、積極的に推進していく視点を一層取り入れていくこととします。

7 重要性を増す支え合い助け合うコミュニティ

社会・経済情勢の変化や価値観の多様化等を背景に、全国的に地域における支え合う機能、コミュニティ※５機能の低下が懸念されていますが、少子高齢化が進む中、また大規模災害が頻発する中で、身近な地域でお互いに支え合い助け合い、地域の課題を自ら解決していくことの重要性が再認識されてきています。

このため、これからのまちづくりにおいては、人々がお互いに支え合い助け合う環境づくり、コミュニティの維持・活性化の視点を一層取り入れていくこととします。

8 強く求められる地方の自立と協働のまちづくり

地方分権がさらに進展するとともに、地方創生の時代が到来し、これからの自治体には、地域の発展に向けた独自の取り組みを自ら考え、自ら実行していく自立力が一層強く求められ、そのためには、行政だけでなく、地域における多様な主体がまちづくりの担い手として参画・協働することが必要不可欠です。

このため、これからのまちづくりにおいては、町民や町民団体、民間企業、大学等の多様な主体の参画と協働を促し、ともにまちづくりを進める視点を一層取り入れていくこととします。

※２　スマートフォンよりも大きく操作しやすい板状の携帯用端末
※３　ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上の交流を通じて社会的なネットワークを構築するサービス
※４　情報通信技術
※５　共同体。ここでは、地域のつながりを持った最小の単位である自治会や自治会内の集団

第３章　目指す将来像と計画体系等（基本構想の一部見直し）

基本構想の見直し方針

目指す将来像や計画の体系など、まちづくりの大きな方向性を示す基本構想は、平成 24 年度にすでに策定されており、この５年間、本基本構想に基づいてまちづくりを行ってきました。

その結果、町民アンケート調査の結果にみられるように、町民の町に対する愛着度や、今後の定住意向が強まってきているほか、人口も微増傾向で推移するなど、着実に成果を上げてきました。

また、これまで進めてきたまちづくりの連続性・継続性を確保するためにも、全面的に見直すべきではないと考えられます。

このため、全体的に踏襲することを基本とし、見直しが必要な部分のみ見直しを行うこととします。

１　まちづくりの３つの理念

まちづくりの３つの理念は、見直しは行わず、引き続き次のとおりとします。

1 “みどり”を大切にするまちづくり

“みどりの環境”を大切に守り、生かしながら、自然にやさしいまちづくりを進めるとともに、“みどりの心”（支え合う心、人を思いやる心）を育み、人にやさしいまちづくりを進めます。

2 “活気”に満ちたまちづくり

多くの人・物・情報が集い、交流する、活気に満ちたまちづくりを進めるとともに、多様な産業活動の展開を促し、新たな活力を呼び起こすまちづくりを進めます。

3 “協働”のまちづくり

町民と行政との連携・協力体制を強化し、ともに育てる協働のまちづくりを進めるとともに、これを原動力に、自らの力で自らの未来を拓く自立したまちづくりを進めます。

２　目指す将来像

目指す将来像は、「元気なまち・広陵町（元気な広陵）」は踏襲しつつ、まちづくりの３つの理念に掲げた「“協働”のまちづくり」を後期５年間でさらに推し進めていくという想いを込め、見直しを行い、次のとおりとします。

みなさんと共に「いい町」づくり！
元気な広陵

3　人口の予測と目標

人口の予測と目標は、平成 27 年度に策定した「広陵町人口ビジョン」の予測と目標を踏まえ、見直しを行い、次のとおりとします。

なお、「広陵町人口ビジョン」では、本町の長期的な人口の目標として、「平成 72（2060）年に、人口３万人を維持することを目指す」と定めており、本計画の目標年度である平成 33 年度の人口の予測値・目標値については、その過程の数値をもとに、移住・定住につながる施策を積極的に推進することを勘案して新たに設定したものです。

平成33年度の人口の予測値と目標値

予測値：32,390人
目標値：35,000人

注1）　予測値は、国勢調査人口をベースとした、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計によるもの（「広陵町人口ビジョン」の予測値）。

注2）　目標値は、住民基本台帳人口をベースとした、町の独自推計による「広陵町人口ビジョン」の目標値に、若干上乗せして設定したもの。

参考：「広陵町人口ビジョン」の長期的な人口の予測値と目標値

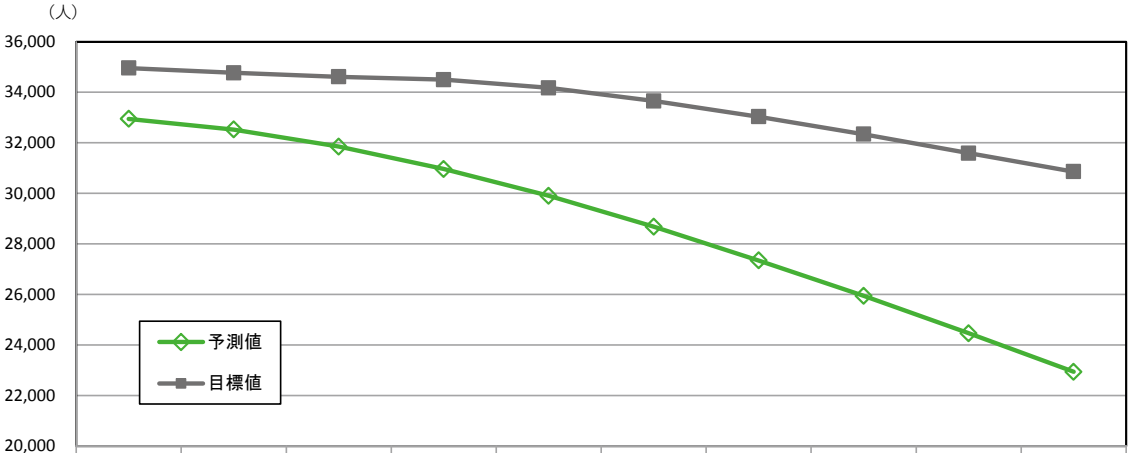

	平成27年（2015）	平成32年（2020）	平成37年（2025）	平成42年（2030）	平成47年（2035）	平成52年（2040）	平成57年（2045）	平成62年（2050）	平成67年（2055）	平成72年（2060）
予測値	32,945	32,528	31,848	30,962	29,903	28,678	27,346	25,945	24,460	22,935
目標値	34,960	34,772	34,611	34,500	34,174	33,656	33,032	32,343	31,588	30,860

４　計画の体系

計画の体系は、平成 27 年度に策定した「広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた新たな取り組み（本町への定住・転入を促進する施策）を踏まえ、５－③「住宅施策の推進」を「住宅施策の推進と定住･転入の促進」に見直すとともに、３－④「文化芸術の振興と文化財の保存・活用」を２つに分割し、次のとおりとします。

政策目標	施策
1 住みよい美しい安全な環境づくり	①環境保全の推進 ②環境衛生の充実 ③上･下水道の充実 ④公園･緑地の保全 ⑤消防･防災の充実 ⑥防犯･交通安全の充実
2 いきいき健康・福祉のまちづくり	①保健･医療の充実 ②子育て支援の充実 ③高齢者支援の充実 ④障がい者支援の充実 ⑤地域福祉の充実 ⑥社会保障の適正運用
3 文化の薫り高いまちづくり	①学校教育の充実 ②生涯学習の推進 ③スポーツの振興 ④文化芸術の振興 ⑤文化財の保存･活用 ⑥青少年の健全育成
4 活力あふれる産業づくり	①農業の振興 ②商工業の振興 ③観光･交流の振興 ④雇用対策の推進 ⑤消費者対策の推進
5 さらなる発展への基盤づくり	①計画的な土地利用の推進 ②市街地の整備 ③住宅施策の推進と定住･転入の促進 ④道路･交通網の充実 ⑤情報化の推進
6 みんなの力で進めるまちづくり	①人権の尊重 ②男女共同参画社会の形成 ③コミュニティの育成 ④協働のまちづくりの推進 ⑤自立した自治体経営の推進

5　土地利用構想

土地利用構想は、直近の土地利用の状況や今後の見通しを勘案し、一部見直しを行い、次のとおりとします。

①**「商業ゾーン」を「地域産業ゾーン」に見直し。**
（理由：高速道路に近く、企業の誘導を図ることができ、実際に企業が立地しているため）

②**「商業ゾーン」を「地域産業ゾーン」に見直し。**
（理由：高速道路に近く、西にある地域産業ゾーンを延伸し、さらなる企業の誘導を図るため）

③**「田園及び田園住宅ゾーン」を「地域産業ゾーン」に見直し。**
（理由：馬見丘陵公園と竹取公園とを一体化したまちづくりの拠点として考えているため）

④**「商業ゾーン」を拡大。**
（理由：大型商業施設が立地する予定となっているため）

⑤**「商業ゾーン」を「地域産業ゾーン」に見直し。**
（理由：中和幹線の全線開通により、企業の誘導を図ることができるため）

⑥**市街化区域界を追加。**
（理由：平成 23 年度に大和高田市と一体で市街化区域に編入となったため）

広陵町遠景

土地利用構想図

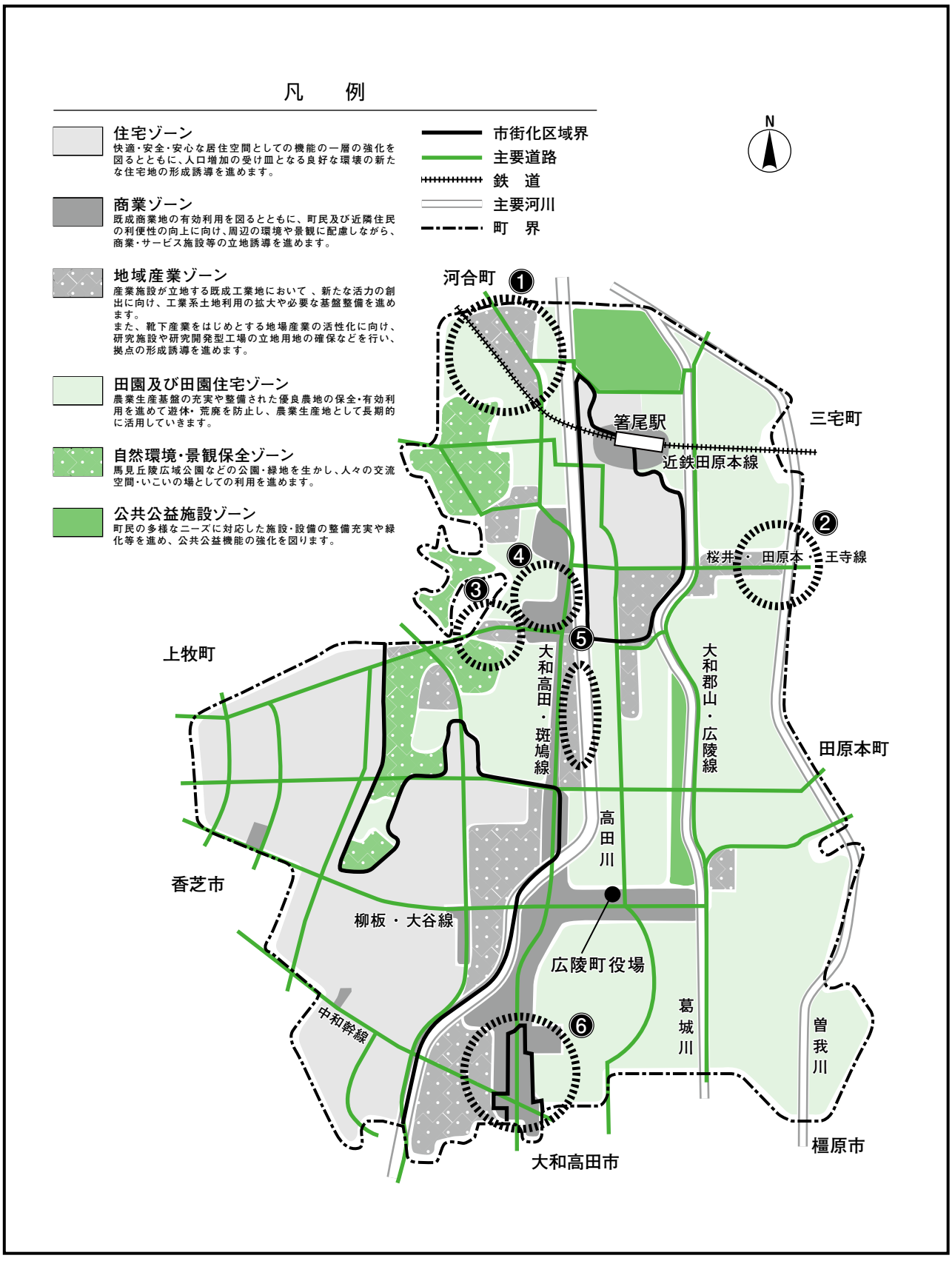
凡　例
住宅ゾーン
快適・安全・安心な居住空間としての機能の一層の強化を図るとともに、人口増加の受け皿となる良好な環境の新たな住宅地の形成誘導を進めます。
商業ゾーン
既成商業地の有効利用を図るとともに、町民及び近隣住民の利便性の向上に向け、周辺の環境や景観に配慮しながら、商業・サービス施設等の立地誘導を進めます。
地域産業ゾーン
産業施設が立地する既成工業地において 、新たな活力の創出に向け、工業系土地利用の拡大や必要な基盤整備を進めます。
また、靴下産業をはじめとする地場産業の活性化に向け、研究施設や研究開発型工場の立地用地の確保などを行い、拠点の形成誘導を進めます。
田園及び田園住宅ゾーン
農業生産基盤の充実や整備された優良農地の保全・有効利用を進めて遊休・荒廃を防止し、農業生産地として長期的に活用していきます。
自然環境・景観保全ゾーン
馬見丘陵広域公園などの公園・緑地を生かし、人々の交流空間・いこいの場としての利用を進めます。
公共公益施設ゾーン
町民の多様なニーズに対応した施設・設備の整備充実や緑化等を進め、公共公益機能の強化を図ります。
市街化区域界
主要道路
鉄　道
主要河川
町　界
N
河合町
箸尾駅
近鉄田原本線
三宅町
桜井・田原本・王寺線
上牧町
大和高田・斑鳩線
大和郡山・広陵線
田原本町
高田川
香芝市
柳板・大谷線
広陵町役場
中和幹線
葛城川
曽我川
橿原市
大和高田市
①
②
③
④
⑤
⑥

6　重点プロジェクト

これからのまちづくりにおいて特に重点的・戦略的に取り組む「重点プロジェクト」については、見直しを行い、次のとおりとします。

これら重点プロジェクトに関する具体的な取り組みについては、後期基本計画の中に主要施策として重点的に盛り込むとともに、実施計画で具体的な事業化を進めていく中で、重点事業として抽出・設定し、限られた財源の重点配分を図り、積極的に推進していくこととします。

重点プロジェクト

1 町の活力向上プロジェクト

テーマ 活力

「活力」をテーマに、地域の活力向上、産業活力の向上、そして人口の維持・増加による町全体の活力の向上等に向け、次の重点項目をリードする取り組みを積極的に進めます。

■コミュニティの活性化
■町民参画・協働の促進
■農業をはじめとする各産業の振興
■賑わいの拠点づくり
■近隣市町との連携強化
■本町への定住・転入の促進

2 利便性の高いまちづくりプロジェクト

テーマ 利便性

「利便性」をテーマに、すべての町民が便利で快適に暮らせるまちづくり、町民サービスの向上に向け、次の重点項目をリードする取り組みを積極的に進めます。

■さまざまな分野におけるＩＣＴの利活用
■公共交通の充実

3 安全・安心のまちづくりプロジェクト

テーマ 安全・安心

「安全・安心」をテーマに、すべての町民が安全に安心して暮らせる災害や事故のないまちづくりに向け、次の重点項目をリードする取り組みを積極的に進めます。

■消防・救急・防災体制の強化
■防犯環境の整備
■交通安全対策の充実

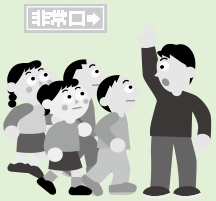

4 健幸のまちづくりプロジェクト

テーマ 健幸

「健幸※6」をテーマに、すべての町民が支え合いながらいきいきと健康で幸せに暮らせるまちづくり、健康寿命奈良県一のまちづくりに向け、次の重点項目をリードする取り組みを積極的に進めます。

■町民の自発的な健康づくり活動の促進
■支え合い助け合う地域福祉体制の整備

5 子育て・教育のまちづくりプロジェクト

テーマ 子ども

「子ども」をテーマに、子どもを生み育てたいと思う人々の希望の実現、この町で子どもに教育を受けさせたいと思うまちづくりに向け、次の重点項目をリードする取り組みを積極的に進めます。

■子育て支援環境の充実
■学校教育環境の充実

6 快適生活のまちづくりプロジェクト

テーマ 快適生活

「快適生活」をテーマに、本町が誇る豊かな自然と共生する快適な生活環境・生活基盤づくりに向け、次の重点項目をリードする取り組みを積極的に進めます。

■ごみ処理体制の充実
■町民の自発的な環境保全・美化活動の促進
■道路や上・下水道等のライフラインの整備
■公共施設の適正管理・見直し

7 歴史ロマンのまちづくりプロジェクト

テーマ 歴史

「歴史」をテーマに、本町が誇る貴重な文化遺産を生かした歴史ロマン漂うまちづくりに向け、次の重点項目をリードする取り組みを積極的に進めます。

■巣山古墳の整備
■歴史資料館の整備

※6　個々人が健康かつ生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を育むことのできること

第２部

後期基本計画

第１章　住みよい美しい安全な環境づくり
第２章　いきいき健康・福祉のまちづくり
第３章　文化の薫り高いまちづくり
第４章　活力あふれる産業づくり
第５章　さらなる発展への基盤づくり
第６章　みんなの力で進めるまちづくり

第１章　住みよい美しい安全な環境づくり

１　環境保全の推進

現況と課題

地球温暖化がさらに深刻化する中、平成 27 年度に、フランスで開かれたＣＯＰ 21[※1]において「パリ協定」が採択され、発展途上国を含む多くの国が協調して温室効果ガスの排出削減に取り組むこととなり、地球温暖化対策は歴史的な転換点を迎えました。

今後は、国や県はもとより、市町村においても、温室効果ガスの排出削減をはじめ、低炭素・循環・自然共生等を基本とした社会の形成に向けた具体的な行動が強く求められます。

本町は、緑豊かな馬見丘陵や高田川・葛城川・曽我川などの河川、美しくのどかな田園空間、そして数多くの公園・緑地に包まれた、“みどりの環境”を誇るまちです。

本町では、こうした美しい環境を維持するため、定期的な大気測定や水質検査の実施、区や自治会による地域清掃の促進、広報・啓発活動や学校における環境教育の推進、地球温暖化対策実行計画に基づく地球温暖化対策の推進、公共施設への太陽光発電施設等の設置など、環境保全や再生可能エネルギー等の導入にかかわる各種施策を推進してきました。

今後、こうした取り組みは、地球環境の保全や循環型社会の形成はもとより、町の魅力やイメージを向上させ、定住・移住の促進につながるものとして、一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、“みどりの環境”を誇るまちとして、環境を重視したまちづくりを重点施策として位置づけ、環境保全・美化活動の一層の促進をはじめ、さまざまな環境問題・エネルギー問題への対応を町民との協働のもとに積極的に推進し、内外に誇りうる環境自治体の形成を進めていく必要があります。

※１　気候変動枠組条約第 21 回締約国会議の略称。地球温暖化対策を話し合う国際会議

施策の体系

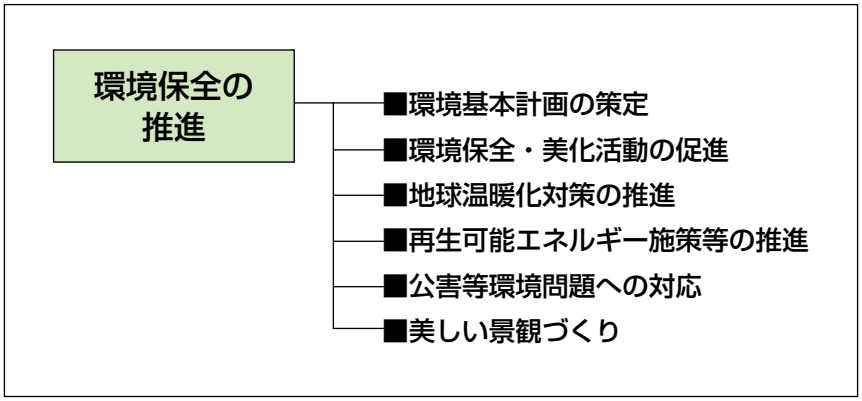

主要施策

（１）環境基本計画の策定

町民と行政がともにみどりの環境自治体づくりを行うため、幅広いパートナーシップをつくり、豊かな自然と歴史、未来が融合したまちを目指して環境基本計画の策定を図ります。

（２）環境保全・美化活動の促進

環境教育や広報・啓発活動を積極的に推進し、町民の環境保全意識の高揚を図りながら、区・自治会による地域清掃などの環境美化運動はもとより、大和川クリーンキャンペーンや自然保護運動、水質改善運動、省資源･省エネルギー運動、アイドリングストップ運動など、町民や事業者の自主的な環境保全・美化活動を促進します。

（３）地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策実行計画に基づき、また実情に即して見直しを行いながら、町が率先して事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減を図ります。

（４）再生可能エネルギー施策等の推進

公共施設への太陽光発電施設等の設置をはじめ、家庭や事業所における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の設置促進など、環境負荷の少ない再生可能エネルギー等の導入に向けた取り組みを推進します。

（５）公害等環境問題への対応

① 大気及び水環境の保全に向け、大気測定や水質検査を継続的に実施するとともに、事業所等による公害についても、関係機関との連携のもと、調査・指導等を行い、未然防止に努めます。

② 不法投棄について、監視カメラの設置や環境保全指導員等による監視・指導体制の強化を進め、未然防止に努めます。

（６）美しい景観づくり

馬見丘陵の緑豊かな景観や美しい田園景観、河川等の水辺景観、神社仏閣等の歴史的景観など、本町の恵まれた景観を保全する施策について検討し、町民との協働のもとに推進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
地元の環境整備（草刈りや清掃など）への参加者数	人	6,070	6,500
庁内エネルギー使用量（原油換算）	kl	3,173	3,110
環境に配慮した生活をしている町民の割合	%	(H22)　70.5	75.0
環境保全の状況に関する町民の満足度	%	30.2	35.0
新エネルギー導入の状況に関する町民の満足度	%	7.5	15.0
景観の状況に関する町民の満足度	%	45.2	55.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○ 環境保全意識を高め、地域清掃をはじめ、自主的な環境保全・美化活動を行いましょう。
○ 太陽光などの再生可能エネルギー等の導入に努めましょう。
○ 事業者は、公害が発生しない事業活動を行いましょう。
○ 不法投棄の監視などに協力しましょう。
○ 美しい景観の保全に関する取り組みに協力しましょう。

２　環境衛生の充実

現況と課題

地球規模で環境保全や再生可能エネルギー等の導入に向けた取り組みが重要視される中、循環を基本とした、廃棄物を出さない社会づくりが求められています。

本町におけるごみは、平成 19 年３月に運営を開始した「クリーンセンター広陵」において処理及びリサイクルを行っています。「クリーンセンター広陵」は、最先端技術を導入したごみ燃料化（炭化）施設とリサイクルプラザからなり、循環型社会形成の拠点として内外から注目を集めています。

本町では、本施設の運営開始以来、町民の理解と協力のもと、ごみの減量化や分別排出、リサイクルの促進等にさらに力を入れ、ほぼ計画通りに減量化が進み、リサイクル率も上昇するなど、大きな成果を上げています。

今後とも、ごみゼロ社会の形成に向け、これらの取り組みを一層積極的に推進していく必要があります。

また、「クリーンセンター広陵」の操業停止後の次期候補地等について検討している中で、天理市を中心とした 10 市町村によるごみ処理広域化への参加が決定しました。今後は、次期候補地の検討から、天理市のごみ処理施設への搬入台数を最小限に抑えるための中継施設（積み替え施設）の整備等の検討に移行し、ごみ処理広域化（平成 35 年度操業開始予定）に向けた準備を進めていく必要があります。

町営墓地については、町民ニーズに応じた整備を検討していくとともに、町営斎場については、今後とも適正管理に努める必要があります。

クリーンセンター広陵

施策の体系

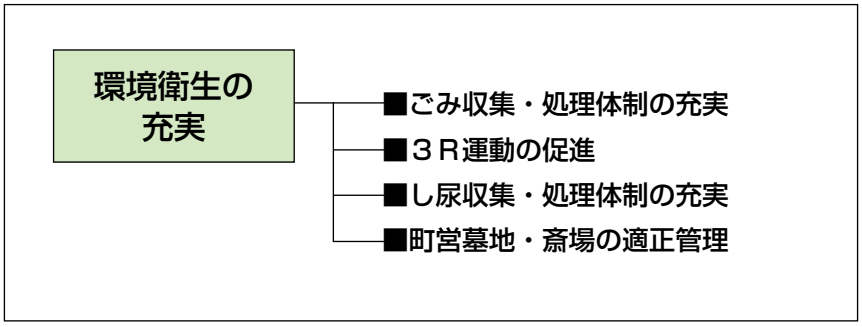

主要施策

（１）ごみ収集・処理体制の充実

① 町民のごみ分別の一層の徹底を促進するとともに、効率的な収集・運搬に努めます。

② 「クリーンセンター広陵」の適正な管理・運営に努めるとともに、本施設の操業停止及びごみ処理広域化を見据え、中継施設の整備、本施設の跡地利用の検討等を進めます。

（２）３Ｒ運動の促進

広報活動の推進をはじめ、ごみ減量推進員の活用、エコセンターにおける啓発事業の実施、資源の集団回収や生ごみ処理機購入への支援等を通じ、町民や事業者の自主的な３Ｒ運動※２を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式や事業活動への転換を促します。

（３）し尿収集・処理体制の充実

① 許可業者への指導等により、効率的な収集・運搬に努めます。

② 広域的連携のもと、処理施設の適正な管理・運営など、葛城地区清掃事務組合によるし尿処理体制の維持・充実に努めます。

※２　Reduce リデュース（発生抑制）・Reuse リユース（再使用）・Recycle リサイクル（再生使用）運動

（４）町営墓地・斎場の適正管理

① 町営墓地について、適正管理を行い、今後は新たな区画の整備を含め、小規模な墓地・合葬墓を検討していきます。

② 町営斎場については、老朽化している火葬炉の更新を含め、今後とも施設の適正な管理・運営に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
資源ごみ回収量	t	1,587	1,600
リサイクル率（総ごみ量に対する資源化できるごみの割合）	%	25.5	26.0
３Ｒ運動をしている町民の割合	%	(H22)　81.5	85.0
ごみ処理・リサイクル等の状況に関する町民の満足度	%	57.9	60.0
し尿処理の状況に関する町民の満足度	%	39.3	50.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○ ごみ出しのルールを守り、分別を徹底しましょう。

○ ごみの減量化や資源化に関する意識を高め、自主的な３Ｒ運動を行いましょう。

クリーンキャンペーン

３　上・下水道の充実

現況と課題

水道は、住民生活や産業活動に一日も欠かすことのできない重要な社会基盤であり、平常時はもとより、災害時等においても安定的な給水が求められています。

本町の水道事業は、昭和 32 年度に給水を開始して以来、給水人口及び給水量の増加等に対応して４度の拡張事業と３度の事業変更を行い、平成 28 年３月現在、計画給水人口 36,000 人、一日最大給水量 18,000㎥／日、普及率は 99.9%となっています。

水源については、平成 24 年 10 月から年間給水量の 100%を県水道局から受水しています。

しかし、安全で安定した水の供給に向けた水質･水量の安定化が必要となっているほか、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、老朽管の耐震管への布設替など災害に強いライフラインとしての施設の充実、効率的な事業運営に向けた取り組みなどが課題となっています。

このため、今後は、平成 22 年度に策定した地域水道ビジョン等に基づき、持続可能な水道事業の実現に向けた各種施策を推進し、これまで以上に安全で安心な水を安定的に供給していく必要があります。

一方、下水道は、美しく快適な住環境の確保や河川等の公共用水域の水質保全をはじめ、大雨等による浸水被害の防止、循環型社会形成への貢献など、多面的な役割を持つ重要な施設です。

本町では、昭和 53 年度から公共下水道事業に着手し、認可区域 860.8ha の整備を順次進め、平成 28 年３月現在の普及率は 98.1%と、県下有数の整備状況となっています。

今後は、整備した公共下水道施設の長寿命化及び未接続世帯の接続の促進に努めるとともに、市街化調整区域における汚水処理は、下水道整備あるいは合併浄化槽の設置のいずれかを対比しながら全町水洗化の早期実現に努める必要があります。

施策の体系

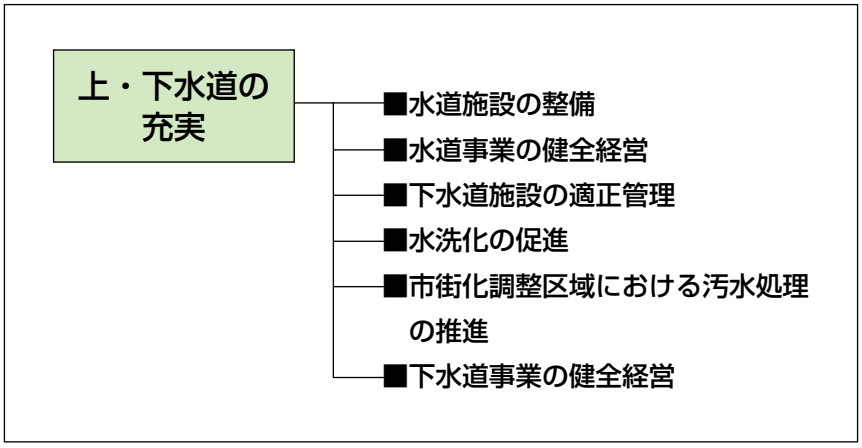

主要施策

（１）水道施設の整備

配水場や配水管などの配水施設の強靭化に向けた取り組みとして、老朽化への対応や耐震化に向けた全面改築、更新等を計画的に推進します。

（２）水道事業の健全経営

事務の合理化や経費の節減に向けた取り組みを行い、特に、不要施設となる配水池を削減して、県や近隣市町村の広域化を前提とした有効利用を考えるなど、水道事業の健全経営に努めます。

（３）下水道施設の適正管理

処理施設・管路施設の機能の保全と長寿命化に向け、下水道長寿命化計画に基づき、またストックマネジメント※３の視点に立ち、老朽化した施設の更新及び修繕を計画的・効率的に進めます。

※３　明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること

（４）水洗化の促進

さらなる居住環境の向上と河川等の水質保全に向け、助成制度の活用や広報・啓発活動の推進により、未接続世帯の接続を促進します。

（５）市街化調整区域における汚水処理の推進

下水道整備あるいは合併浄化槽の設置のいずれかを対比しながら、市街化調整区域における汚水処理を計画的に推進します。

（６）下水道事業の健全経営

地方公営企業への移行を行うとともに、引き続き事務の合理化や経費の節減に向けた取り組みを行い、下水道事業の健全経営に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
上水道有収率	%	96.6	98.0
上水道施設耐震化率	%	7.9	26.0
公共下水道水洗化率	%	91.7	93.0
上水道の状況に関する町民の満足度	%	54.0	65.0
下水道の状況に関する町民の満足度	%	52.7	65.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　水は大切な資源であるという意識を高めるとともに、給水設備を定期的に点検しましょう。
○　水環境保全に関する意識を高め、下水道へ接続しましょう。

４　公園・緑地の保全

現況と課題

公園・緑地は、緑豊かな住環境の形成をはじめ、人々のいこい・交流の場の創出、子どもの遊び場の確保、災害時の避難場所の確保など、さまざまな機能を持つ重要な施設ですが、近年、全国的に老朽化した遊具等の利用による事故が発生し、その安全対策の強化が求められています。

本町には、馬見丘陵公園や竹取公園をはじめとする都市公園が 27 箇所整備されており、その他の公園・緑地も含めた施設管理地は町全体で 57.1ha、町民１人あたり約 16.8㎡と高い水準となっており、恵まれた緑地環境を誇ります。

今後とも、これらの“みどりの環境”を守り、さらに生かしていくため、既存の公園施設・設備の老朽化への対応や、町民との協働による管理体制の充実等を進めていく必要があります。

また、本町では、公共施設の緑化をはじめ、町民の緑化運動や花づくり運動の促進など、緑化に関する取り組みを積極的に進めています。

今後とも、これら緑化に関する取り組みを継続して推進し、本町ならではの花と緑あふれる美しい環境づくりを進め、またそれらの適正な維持管理に努める必要があります。

施策の体系

公園・緑地の保全

- ■公園施設・設備の整備充実
- ■公園・緑地の管理体制の充実
- ■町ぐるみの緑化の推進

竹取公園

主要施策

（１）公園施設・設備の整備充実

安全性の確保と利用率の向上に向け、公園施設長寿命化計画等に基づき、遊具をはじめとする老朽化した公園施設・設備の点検・改修、バリアフリー化を計画的・効率的に推進します。

（２）公園・緑地の管理体制の充実

地域住民や町民団体、民間企業、大学等による公園・緑地の愛護活動及び協働による維持管理体制の充実を促進し、適正管理に努めます。

（３）町ぐるみの緑化の推進

公共施設の緑化を進めるほか、区・自治会における花いっぱい運動の支援、苗木の配布など、町民の自主的な緑化運動、花づくり運動を促進する取り組みを進めるとともに、緑地の適正管理を促進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
町民１人あたりの都市公園面積	㎡	16.8	16.8
花いっぱい運動参加大字・自治会団体の割合	%	28.5	50.0
公園・緑地の整備状況に関する町民の満足度	%	63.0	70.0
緑化の推進状況に関する町民の満足度	%	57.0	65.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　利用マナーを守り、公園・緑地を大切に使用しましょう。
○　公園・緑地の愛護活動を行い、維持管理に協力しましょう。
○　緑化意識を高め、自主的な緑化運動、花づくり運動を行うとともに、緑地の適正管理を行いましょう。

５　消防・防災の充実

現況と課題

近年、火災発生件数は全国的に減少傾向にあります。火災の原因は、火の不始末・放火などの割合が高く、一瞬にして生命・財産を失うおそれがあります。

本町では、町民の安全と財産を守るため、地域の防災力をさらに強化し、あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを総合的に進めています。

消防関係については、平成 26 年度に奈良県広域消防組合が発足し、指令本部の一本化が図られ、近隣消防機関との連携がより一層拡充されました。本町の消防力は、常備消防として、奈良県広域消防組合広陵消防署が設置されているほか、非常備消防として、４分団からなる消防団と女性消防団員が組織され、消防自動車等の整備充実を図り、互いに連携しながら消火活動や防火活動を行っています。

また、東日本大震災以降においても、全国各地で大型台風、ゲリラ豪雨、火山噴火、大地震などによる大規模な自然災害が発生しています。

このような中、本町では、いつでも起こりうる大規模災害による人的被害・経済的被害を軽減するため、「いつ・だれが・どこで・どのようにして・何をするのか」を基本に、迅速な初期活動を行える体制の整備や、防災関係機関・団体との連携、地域における防災体制づくりなどに取り組んでいます。

今後とも、南海トラフ巨大地震の発生予想等を踏まえ、防災関連の指針を適宜充実しながら、町民の防災意識の一層の向上や自主的な防災活動の促進を重点に、町及び防災関係機関・団体、町民が一体となった総合的な防災・減災体制を確立していく必要があります。

消防出初式

施策の体系

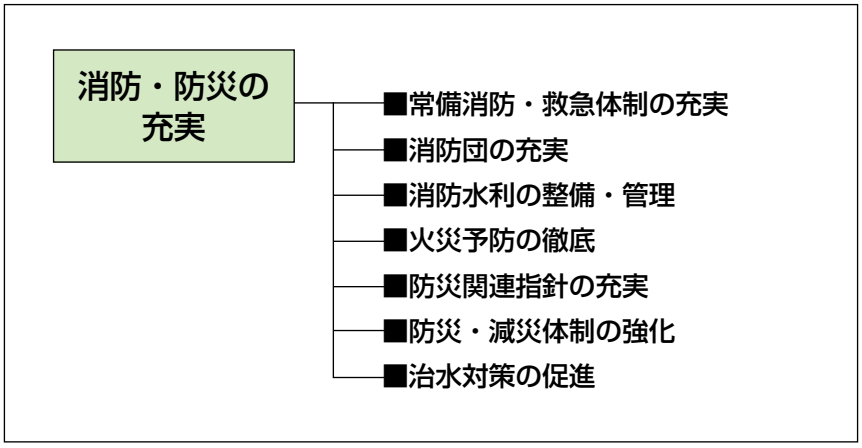

主要施策

（１）常備消防・救急体制の充実

大規模災害に対応できる安全・安心な体制づくりに向け、広域的連携を一層強化し、奈良県広域消防組合による常備消防・救急体制のさらなる充実に向けた支援を行います。

（２）消防団の充実

常備消防の後方支援を効果的に行うため、団員確保対策の強化や団員の技能の向上、老朽化した施設・設備の計画的更新を図り、消防団の充実を促進します。

（３）消防水利の整備・管理

地域の状況を踏まえながら、防火水槽や消火栓などの消防水利の整備及び維持管理を計画的に進めます。

（４）火災予防の徹底

火災予防に関する広報・啓発活動の推進等を通じ、町民の防火意識の高揚を図るとともに、住宅用火災報知器・感震ブレーカーの設置を促進します。

（５）防災関連指針の充実

① 災害に強いまちづくりを総合的・計画的に進めるため、地域防災計画を基本に、防災関連マニュアルの作成やハザードマップ※4 等の見直しを図ります。

② 行政も自ら被災し、人・物・情報など利用できる資源に制約がある大規模災害時において、適切な業務執行を行うことを目的とした計画を策定します。

（６）防災・減災体制の強化

① 防災に関する広報・啓発活動の推進や防災訓練の定期的実施等により、町民の防災意識の高揚及び自主的な備えの促進に努めます。

② 災害時及び緊急時における町民への情報連絡体制の拡充を図ります。

③ 災害復興業務を遂行する上で必要な情報を、地図情報と連携したシステム化の整備に努めます。

④ 自主防災組織の育成及びそのリーダーとなる防災士の養成を重点的に進め、共助の精神に基づく身近な地域における防災体制の確立に努めます。

⑤ 避難所における備蓄倉庫の設置及び防災資機材の整備を進めます。

⑥ 災害発生時に備え、企業等との協力体制の強化、他自治体との協力体制、ボランティアの受け入れ体制の確立など、受援体制の充実を図ります。

⑦ 関係機関・団体との連携のもと、災害時要援護者の把握をはじめ、避難支援体制の充実を図ります。

（７）治水対策の促進

① 水害を未然に防止するため、河川改修を関係機関に要請していきます。

② 宅地開発により保水機能が低下していくことを考慮し、家庭・企業・農家などの協力を得ながら、浸水被害防止対策について検討します。

総合防災訓練

※４　想定される災害の範囲や避難場所等を地図上に示したもの

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
消防団員数	人	125	130
住宅用火災報知器設置率	%	67.0	82.0
人口密集地区内での感震ブレーカー普及率	%	－	25.0
自主防災組織の組織率	%	90.0	95.0
自主防災会による平常時・災害時の行動マニュアル作成率	%	7.0	35.0
指定避難所における備蓄物資配置率	%	－	90.0
避難路・避難場所を知っている世帯の割合	%	－	90.0
防火・防災訓練をしている自主防災会の割合	%	－	95.0

町民等に期待される役割

○　消防団に参加しましょう。
○　防火意識を高め、自主的な防火活動を行うとともに、住宅用火災報知器・感震ブレーカーを設置しましょう。
○　防災訓練などに参加し、防災意識を高め、自主的な備えを行いましょう。
○　地域における自主防災組織の充実・組織化を進め、自主的な防災活動を行いましょう。
○　身近な要援護者を把握し、災害発生時には避難協力を行いましょう。

６　防犯・交通安全の充実

現況と課題

近年、犯罪の認知件数は全国的に減少傾向にありますが、子どもや高齢者を狙った犯罪や、対象を無差別に狙った犯罪などが後を絶たず、犯罪からの安全性の確保が強く求められています。

本町では、警察をはじめとする関係機関・団体との連携のもと、啓発活動の推進や青色灯付パトロールカーによる定期的なパトロールの実施、子ども１１０番の家の普及促進、防犯灯の設置、地域見守りボランティアの登録、さらには防犯カメラの設置などの取り組みを行い、犯罪の抑止に一定の成果を上げています。

今後とも、犯罪のない安全・安心なまちづくりに向け、町民の防犯意識の高揚を図りながら、地域での見守り活動を中心とした防犯・地域安全体制の強化をさらに進めていく必要があります。

また、近年、交通事故件数は全国的に減少傾向にありますが、高齢化が進む中、高齢者が関連する事故の割合が年々上昇し、その安全対策や指導の強化が求められています。

本町では、警察をはじめとする関係機関・団体との連携のもと、交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、危険箇所の点検を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

今後とも、交通事故の防止・抑制に向け、交通安全対策全般の強化が必要です。

施策の体系

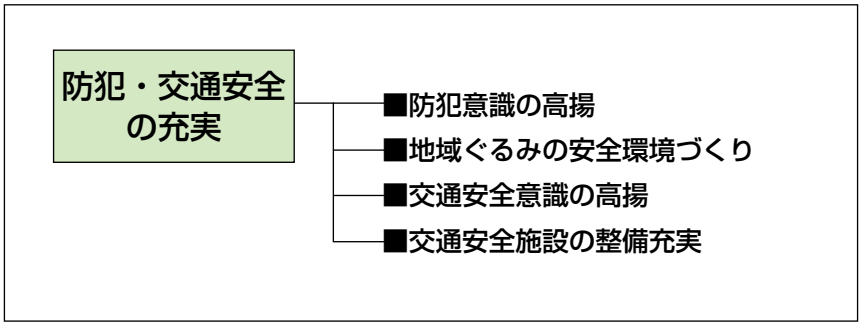

主要施策

（１）防犯意識の高揚

関係機関・団体との連携のもと、効果的な啓発活動を推進し、町民の防犯意識の一層の高揚を図ります。

（２）地域ぐるみの安全環境づくり

子ども 110 番の家の普及促進、地域見守りボランティア登録者の増加による見守り体制の充実促進、パトロールの実施、防犯灯の設置、さらには広域的なこども安全メールの活用促進など、地域ぐるみの安全環境づくりを進めます。

（３）交通安全意識の高揚

関係機関・団体との連携のもと、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の一層の高揚を図ります。特に、飲酒運転根絶宣言に基づき、飲酒運転の防止に関する取り組みを積極的に推進します。

（４）交通安全施設の整備充実

危険箇所の点検・調査を行いながら、安全な道路環境の整備を実施していくとともに、交通量の多い路線や通学路などの交通安全施設の整備充実を計画的に推進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
地域防犯活動・パトロール活動に参加している町民の割合	%	－	30.0
地域見守りボランティア登録者数	人	－	150

町民等に期待される役割

○　防犯意識を高め、子ども 110 番の家の取り組みや見守り・パトロールなど、地域ぐるみの安全環境づくりを行いましょう。
○　交通安全意識を高め、交通ルールや交通マナーを守り、特に飲酒運転は絶対に行わないようにしましょう。

第２章　いきいき健康・福祉のまちづくり

１　保健・医療の充実

現況と課題

健康で長生きすることは、何物にも代えがたい財産です。健康長寿を実現するためには、一人ひとりが健康に関心を持ち、健康増進や疾病予防に努めることが大切ですが、こうした個人の健康づくりを地域全体で支援していくことも不可欠です。

本町ではこれまで、保健センターを拠点として、健康づくりに関する広報・啓発活動を推進するとともに、健康診査や健康教育、健康相談をはじめとする生涯の各期に応じた保健サービスを提供し、着実に成果を上げてきました。

しかし、生活習慣病が増加し、特に肥満症の割合が高く、幼児期からの食生活をはじめとする生活習慣の改善が重要な課題となっているほか、子どもを健やかに生み育てるための母子保健の充実や、社会の複雑化等に伴い増大する心の健康に対するニーズへの対応等が求められています。

このような中、平成 25 年度に第２次特定健康診査等実施計画、平成 26 年度に食育推進計画、平成 27 年度に第２次健康増進計画を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、町民の健康管理意識の一層の高揚と自主的な健康づくり活動の促進を基本に、体系的な保健サービスの提供や関連部門が一体となった食育の推進を図り、町民の健康寿命の延伸と予防重視型の社会づくりを進めていくことが必要です。

スマートウェルネスシティ※５ 首長研究会への参加により、歩いて暮らせることを基本とする「健幸」をこれからのまちづくり政策の中核にとらえ、過度に車に依存しなくても生活できる環境づくりを推進していくことが必要です。

※５　健幸都市。住む人が自然と「健幸」になるまちのこと

一方、医療機関については、町内に診療所が 30 箇所（うち歯科診療所が 13 箇所）あるほか、本町及び川西町・三宅町・田原本町の４町で設立した国保中央病院が田原本町にありますが、医療ニーズも急速に多様化・高度化してきており、救急医療体制を含めた地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

施策の体系

保健・医療の充実

- ■健康づくりに関する指針の評価・実行
- ■地域ぐるみの自主的な健康づくり活動の促進
- ■健康診査・保健指導等の充実
- ■母子保健等の充実
- ■精神保健の推進
- ■感染症対策の推進
- ■食育の推進
- ■地域医療体制の充実

主要施策

（１）健康づくりに関する指針の評価・実行

① 実情に即した健康づくり施策を総合的・計画的に進めるため、健康増進計画や特定健康診査等実施計画、食育推進計画の中間評価・見直しを適宜行います。

② 医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するとともに、国保データベースシステム等を利活用し、データ分析に基づいて生活習慣病予防対策など地域の健康課題に効率的に取り組みます。

広陵元気塾

（２）地域ぐるみの自主的な健康づくり活動の促進

健康増進計画に基づき、健康情報の提供や啓発活動の推進、講演会の開催等により、町民の健康管理意識の高揚を図りながら、生活習慣の改善に向けた地域ぐるみの自主的な健康づくり活動を促進し、地域全体の健康リスクを軽減する取り組みを実施します。特に、畿央大学等の協力により小学校区ごとの健康づくりを支援する地域巡回型健康教室「広陵元気塾」の開催等を通じ、自主活動グループやリーダーの育成･支援、仲間づくりや地域に根ざした活動の活発化を促します。

（３）健康診査・保健指導等の充実

① 特定健康診査等実施計画に基づき、受診率の向上に向けた啓発等を積極的に進めながら、特定健康診査・特定保健指導、若年者を対象とした健康診査等を実施するとともに、健康相談や健康教育の充実に努めます。

② がんの早期発見・早期治療による死亡率の低下に向け、各種がん検診の充実及び受診率の向上に努めます。

（４）母子保健等の充実

① 母子の健康の確保はもとより、親の育児不安の解消や孤立防止、児童虐待の発生予防等に向け、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種、訪問指導などの各事業の充実を図ります。

② 妊娠・出産の希望をかなえるため、不妊治療に関する支援を行います。

（５）精神保健の推進

関係機関との連携のもと、うつ病やストレスなどの心の病、自殺予防に関する正しい知識の普及や相談支援体制の充実に努めます。

（６）感染症対策の推進

関係機関との連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及や予防接種体制の充実に努めます。

（７）食育の推進

食育推進計画に基づき、関連部門が一体となって、家庭、保育園、幼稚園、小･中学校、地域、その他社会のあらゆる分野において、食生活を改善する取り組みを積極的に推進します。

（８）地域医療体制の充実

医療ニーズの多様化・高度化に対応できるよう、町内外の医療機関との連携や広域的連携を一層強化し、国保中央病院の充実や休日・夜間の医療体制の確保をはじめ、地域医療体制の充実に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
健康づくりリーダー登録者数	人	－	25
特定健康診査受診率	%	(H26) 34.2	(H29) 60.0
特定保健指導実施率	%	(H26) 3.7	(H29) 60.0
若年者健康診査受診率	%	(H27) 9.0	12.0
健康な食生活習慣のために半年以上継続している取り組みがある町民の割合	%	41.7	50.0
運動を週２回以上している町民の割合	%	24.4	27.0

町民等に期待される役割

○　健康管理意識を高め、地域ぐるみの自主的な健康づくり活動を行いましょう。
○　健康診査や保健指導等を定期的に受け、健康管理に努めましょう。
○　母子保健に関する各事業を効果的に利用し、自分と子どもの健康管理に努めましょう。
○　心の病や感染症に関する知識を深め、予防などに努めましょう。
○　家庭や地域などにおいて、食生活を改善する取り組みを行いましょう。

２　子育て支援の充実

現況と課題

わが国では、出生数の減少に歯止めがかからず、少子化問題がさらに深刻化しています。また、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も少なくないほか、保育ニーズも多様化しており、社会全体でこれらに対応していくことが求められています。

本町では、15 歳未満の年少人口比率（平成 27 年町調査人口）は 15.2%となっており、国や県の水準を上回っていますが、これまでの推移をみると、少子化が確実に進行しています。

本町ではこれまで、次世代育成支援行動計画（前期計画・後期計画）に基づき、保育サービスの充実や各種の子育て支援サービスの充実、中学校卒業までの医療費の助成などの経済的支援の推進をはじめ、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりに向けたさまざまな子育て支援施策に取り組んできました。

また、平成 26 年度には、これらの各種施策・事業を点検・評価するとともに、子ども・子育て関連３法※6 の制定による「子ども・子育て支援新制度」の開始を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を策定し、乳幼児期における質の高い学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に向けた取り組みを進めています。

今後、子育て環境の充実は、少子化の歯止めや次世代を担う人材の育成はもとより、人々の定住や町の魅力の向上につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、子ども・子育てを重視したまちづくりを引き続き本町の重点施策として位置づけ、子ども・子育て支援事業計画に基づき、また見直しを行いながら、ともに子育てを支え合う地域づくりに向けた多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

※６　子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

施策の体系

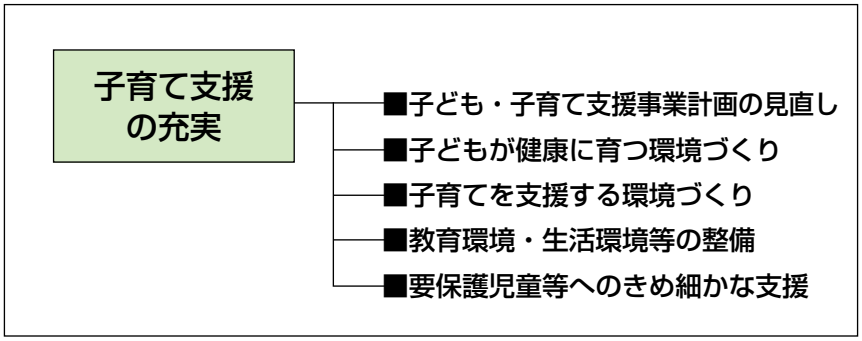

主要施策

（１）子ども・子育て支援事業計画の見直し

実情に即した子育て支援施策を総合的・計画的に進めるため、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行います。

（２）子どもが健康に育つ環境づくり

妊婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種、訪問指導など、子どもと母親の健康の確保に向けた各事業の充実を図るとともに、食育の推進や思春期保健対策の充実に努めます。

（３）子育てを支援する環境づくり

① 多様化する保育ニーズに対応し、延長保育事業や休日保育事業、病後児保育事業、放課後子ども育成教室などの保育サービスの充実、保育士の資質の向上、保育コンシェルジュ※７の設置を図ります。

② 幼稚園・保育園について、幼保一体化総合計画に基づき、認定こども園※８への移行や再配置等を進めます。

③ 地域子育て支援拠点事業をはじめ、子育て短期支援事業や一時預かり事業など、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

④ 育児･介護休業制度の普及促進、男性の育児参加を促す学習機会の提供など、男女がともに仕事と生活の両立を実現できる環境づくりに努めます。

⑤ 子育てを支援する団体との連携及び育成を図り、地域ぐるみで子育てを支援する活動の輪を広げていきます。

⑥ 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、中学卒業までの子どもの医療費助成の継続をはじめ、経済的支援を推進します。

※７ 保育を希望する保護者からの相談を受け、個別のニーズに合った保育サービス等についての情報を提供し、選択肢を提案する専門の相談員

※８ 幼稚園と保育園のよいところを生かし、子どもたちの教育・保育・子育てを総合的にサポートする施設

（４）教育環境・生活環境等の整備

学校教育や生涯学習、生活環境整備等においても、子育て支援の視点を重視した教育活動の推進、子育て家庭が安全に安心して生活を送ることができる住環境の整備、子どもの交通安全・防犯対策の充実等に努めます。

（５）要保護児童等へのきめ細かな支援

要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭の自立に向けた支援施策の推進、障がい児施策の充実など、保護を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな支援に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
幼稚園数	園	6	3
保育園数	園	7	6
認定こども園数	園	0	2
休日保育事業実施箇所数	箇所	0	1
病後児保育実施箇所数	箇所	1	2
一時預かり事業利用者数	人	17	35
子育て支援体制に関する町民の満足度	%	24.6	30.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　子育て支援に関するサービスを効果的に利用し、育児に関する不安や負担の軽減、知識の向上、仲間づくりなどを行いましょう。
○　男性の育児参加など、男女がともに仕事と生活の調和を実現できる取り組みを進めましょう。
○　事業者は、仕事と生活の調和を実現できる職場環境を整えましょう。
○　身近な育児支援や見守り、声かけなど、地域ぐるみで子育てを支援する活動の輪を広げましょう。
○　児童虐待の発見・連絡などに協力しましょう。

３　高齢者支援の充実

現況と課題

わが国は、世界に先駆けて超高齢社会を迎えており、さらに団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年ごろには、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は 30%を超え、国民のおよそ３人に１人が高齢者になることが予測されています。

本町では、高齢化率（平成 28 年町調査人口）は 23.3%となっており、国や県の水準を下回っていますが、これまでの推移をみると、高齢化が確実に進行しています。

今後、本町の高齢化はさらに進んでいくことが予想されており、これに伴い、要支援・要介護高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加が見込まれるとともに、生きがいづくりや社会参加に関するニーズの増大も予想され、高齢者支援の充実は引き続き町全体の大きな課題となっています。

このような中、本町では平成 26 年度に、これまでの各種施策・事業を点検・評価するとともに、介護保険制度の改正等を踏まえ、第６期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、地域包括ケアシステム※９の実現に向けた各種施策・事業を積極的に推進し、すべての高齢者が地域社会の一員として尊重され、元気でいきいきと暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系

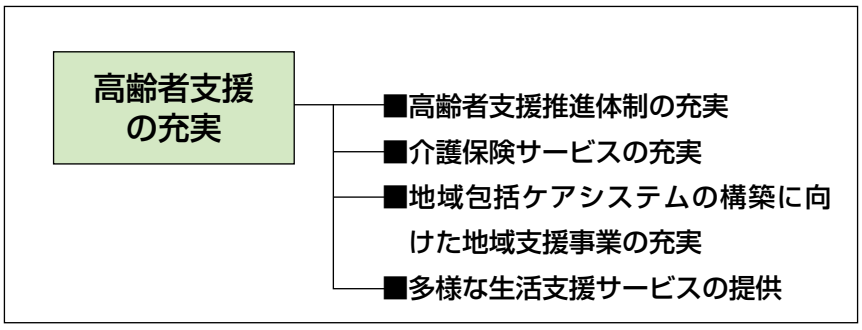

※９　予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み

主要施策

（１）高齢者支援推進体制の充実

① 介護保険制度・福祉制度やサービス内容の周知、認定調査体制の充実、サービス提供拠点である地域包括支援センターの機能強化など、高齢者支援推進体制の充実を図ります。

② 実情に即した高齢者支援施策を総合的・計画的に進めるため、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直しを３年ごとに行います。

（２）介護保険サービスの充実

要支援認定者及び要介護認定者を対象とした、重度化の防止や在宅での生活支援等に向けた各種の居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス、施設サービスの提供体制の充実を進めます。

（３）地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

① 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるようにするため、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備のもと、訪問型・通所型サービスなどの介護予防・生活支援サービス事業、町民が主体的に参画でき、効果的・効率的な介護予防を推進する一般介護予防事業を実施します。また、介護予防リーダーを地元の畿央大学と連携して養成する広陵高齢者元気プロジェクト（ＫＥＥＰ※10）を推進し、養成後は地域づくりにつながる活動の実施など、地域づくりに向けた介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

② 多職種連携による医療・介護の連携を推進し、チームアプローチの仕組みづくりを行う在宅医療・介護連携推進事業を実施します。

③ 認知症に対する理解を深め、認知症になっても、地域で支えられるまちづくりのため、認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置等による認知症総合支援事業を実施します。

④ 従来からの介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援、権利擁護等に加え、生活支援コーディネータを設置し生活支援サービスの基盤整備を行う包括的支援事業を実施します。

※ 10　Koryo Elderly Encouragement Project の略。高齢者の運動指導から集いの場づくりを目指し、支え合う地域づくりを進めていくためのリーダーを養成するプロジェクト

⑤　家族介護の支援や高齢者の日常生活の自立支援に向け、地域ケア会議を実施し、適切なサービス事業を実施します。

（４）多様な生活支援サービスの提供

①　介護保険対象外の生活上の支援が必要な高齢者等を対象とした、生活援助員の派遣や緊急通報システムの設置をはじめとする各種の高齢者福祉サービスの提供を図ります。

②　高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加することができるよう、老人クラブ活動の支援や敬老事業の実施、シルバー人材センターの充実促進に努めるとともに、生涯学習や文化・スポーツ活動の機会と場の提供に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
65 歳以上の要介護認定者率	%	15.1	15.1
要介護認定者のうち要介護３以上の率	%	39.5	39.5
介護予防教室等の参加者数	人	1,096	1,200
認知症サポーター養成講座受講者数	人	266	400

町民等に期待される役割

○　介護保険サービスを効果的に利用し、重度化の防止や在宅生活の充実に努めましょう。

○　介護予防や生活支援に関するサービスを効果的に利用し、できるだけ介護や支援が必要な状態にならないよう、また、できるだけ自立した生活を送れるよう努めましょう。

○　介護予防や生活支援に関するサービスの提供に参加・協力しましょう。

○　高齢者福祉サービスを効果的に利用し、在宅生活の充実に努めましょう。

○　老人クラブ活動や生涯学習・文化・スポーツ活動を行い、生きがいを持って充実した生活を送りましょう。

４　障がい者支援の充実

現況と課題

障がいのある人もない人も、あらゆる人がふれあい、支え合いながら、地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

国はこれまで、平成 15 年度の障害者支援費制度から障害者自立支援法、障害者総合支援法と、時代の変化に伴い、障がい者支援に関する施策を見直してきました。

本町においても、障がい福祉サービスの提供体制等について定めた障がい福祉計画を策定し、３年ごとに見直しを行っているほか、平成 20 年度には、障がい者支援全般に関する中長期的な基本計画である障がい者計画を策定し、ノーマライゼーション※11 の理念の浸透や障がい福祉サービスの提供をはじめ、障がい者の地域での自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

しかし、障がい者の増加や高齢化、障がいの重度化・重複化が進んでいるほか、核家族化の進行等による家族の介護力の低下といった状況もみられ、障がい者支援の一層の充実が求められています。

また、平成 28 年度に、障害者差別解消法及び奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例が施行され、国・都道府県・市町村の役所や事業者に対し、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」が求められており、本町においても、その周知や具体的な対応を進めていく必要があります。

※ 11　だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方

施策の体系

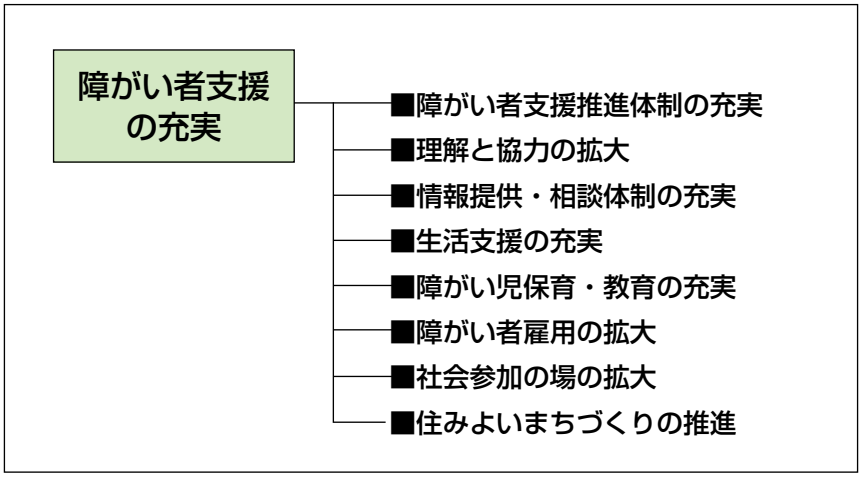

主要施策

（１）障がい者支援推進体制の充実

実情に即した障がい者支援施策を総合的・計画的に進めるため、障がい者計画及び障がい福祉計画の見直しを行うとともに、障がい者自立支援協議会等の関係機関との連携を強化し、障がい者支援推進体制の充実を図ります。

（２）理解と協力の拡大

障がいや障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念に立脚したまちづくりを進めるため、啓発・広報活動の推進やボランティア活動の促進、学校や地域における福祉教育の推進、障がい者と健常者の交流・ふれあいの機会づくりに努めます。

（３）情報提供・相談体制の充実

① 障がい者やその家族が必要な情報を容易に入手できるよう、また身近な地域でサービス利用やさまざまな悩みについて気軽に相談できるよう、情報提供・相談支援体制の充実に努めます。

② 障がいの早期発見・早期支援が行えるよう、関係機関と情報共有を行い、必要な相談やサービスの情報提供等を行います。

（４）生活支援の充実

障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービスの適切な提供体制を確保するとともに、補装具や日常生活用具などの福祉用具の給付、各種サービスの提供、各種手当の支給を行います。

（５）障がい児保育・教育の充実

障がい児一人ひとりの実態に応じた支援が行えるよう、保育・就学前教育、特別支援教育の充実に努めるとともに、適切な就園･就学相談及び指導に努めます。

（６）障がい者雇用の拡大

障がい者の雇用促進に向け、公共職業安定所等の関係機関との連携による相談･情報提供の推進、事業所への啓発等に努めるとともに、仕事の充実と収入の安定化に向け、障害者優先調達推進法※12 に基づく取り組みを進めます。

（７）社会参加の場の拡大

障がい者が気軽に趣味や学習、スポーツを楽しめるよう、生涯学習や文化・スポーツ活動の機会と場の提供に努めます。

（８）住みよいまちづくりの推進

① 障がい者が安心して暮らせるよう、障がい者の防災・防犯対策を推進するほか、公共窓口や店舗等における「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」に関する取り組みを進めます。

② 村落地域の道路について、可能な限り拡幅や段差の解消を検討するなど、だれもが安全で利用しやすい環境づくりに努めます。

※ 12　公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを定めた法律。平成 25 年度から施行

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
共同生活援助（グループホーム）事業所数	事業所	2	3
障がい自立支援給付サービス利用者数	人	249	300
障がい者支援体制に関する町民の満足度	%	14.6	20.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者の自立と社会参加に協力しましょう。
○　障がい福祉サービス等を効果的に利用し、可能な限り自立と社会参加に努めましょう。
○　生涯学習・文化・スポーツ活動を行い、生きがいを持って充実した生活を送りましょう。
○　事業者は、障がい者の雇用拡大に努めるとともに、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」に関する取り組みを進めましょう。

手話講座

５　地域福祉の充実

現況と課題

少子高齢化や核家族化の進行等に伴う家族形態の変化、価値観の多様化などを背景に、全国的に家庭における介護力の低下や地域における支え合う機能の弱体化が進み、高齢者等の孤立といった問題も発生しています。

このような中、多岐にわたる生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけではなく、住民や住民団体をはじめ、多くの主体が自主的に参画する地域福祉の仕組みを確立していくことが必要不可欠です。

本町では、社会福祉協議会が、町から受託した各種福祉・介護サービスの提供のほか、ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくりなどの幅広い活動を行い、地域福祉活動の中心的役割を担っています。

また、社会福祉協議会とボランティア団体、区・自治会等が連携し、ふれあい・いきいきサロン※13 が各地区で開催されているほか、民生委員・児童委員等による高齢者・障がい者・児童等の見守り活動が行われるなど、地域に密着したさまざまな活動が展開されています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化のさらなる進行等に伴い、地域における生活課題はますます複雑・多様化していくことが予想されることから、より多くの主体の福祉活動への参画・協働を促し、町全体で支え合い助け合うまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系

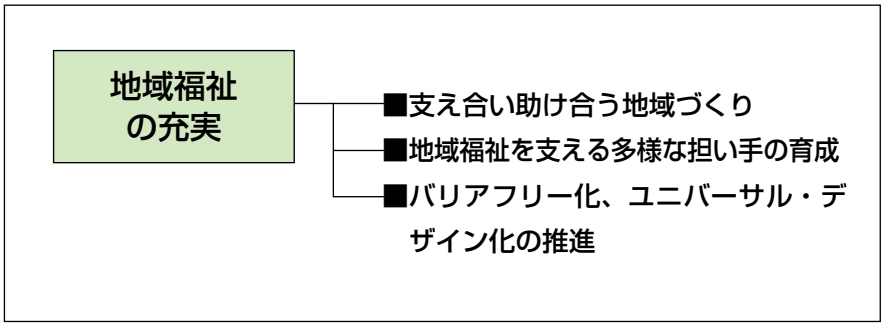

※ 13　身近な地域を拠点として、地域住民同士が楽しく気軽に、協働で企画して運営し、楽しい仲間づくりを行う事業

主要施策

（１）支え合い助け合う地域づくり

高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関・団体等と連携のもと、多様な担い手が一体となった福祉ネットワークの形成を促し、地域の公民館・集会所を活用した地域福祉活動など、支え合い助け合う活動を促進します。

（２）地域福祉を支える多様な担い手の育成

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域福祉委員、各種福祉団体、ボランティア団体、ＮＰＯ※14 等の活動支援に努めるとともに、広報・啓発活動の推進や学習機会の提供等を行い、地域福祉活動を担うボランティアの育成・確保に努めます。

（３）バリアフリー化、ユニバーサル・デザイン化の推進

高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての町民が不自由なく安全に安心して生活できる環境づくりに向け、公共施設を中心に、バリアフリー化、ユニバーサル・デザイン化※15 を進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
福祉ボランティア団体数	団体	22	25
ふれあい・いきいきサロン開催地区	地区	10	15
地域福祉委員数	人	14	30
地域福祉体制に関する町民の満足度	%	21.2	25.0
バリアフリー化の状況に関する町民の満足度	%	22.6	25.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

※ 14　特定非営利活動法人
※ 15　はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間等をデザインすること

町民等に期待される役割

○　社会福祉協議会をはじめ、各種福祉団体等は、地域福祉の担い手として、活動体制の充実に努めましょう。
○　福祉意識を高め、地域福祉活動やボランティア活動に参加しましょう。
○　多くの主体が一体となった福祉ネットワークの形成を進め、支え合い助け合う活動を行いましょう。

KEEP 運動教室

いきいきサロン

６　社会保障の適正運用

現況と課題

国民健康保険制度は、病気やけがなどに対して保険給付を行う医療保険の柱として、重要な役割を果たしていますが、高齢化の進行等を背景に医療費は増大し続け、その運営は極めて厳しい状況にあります。

このような中、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部が改正され、平成 30 年度から、都道府県が財政運営の主体となり、中心的な役割を担うことになります。

今後は、こうした状況を踏まえ、新たな枠組みへの円滑な移行を進めるとともに、医療費の抑制や国民健康保険税の収納率の向上に向けた取り組みを引き続き行い、制度の健全かつ安定的な運営に努める必要があります。

また、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障する重要な制度ですが、若い世代を中心に、制度に対する正しい理解が得られていない状況もみられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

一方、景気の伸び悩み等を背景に、低所得者は全国的に増加傾向にあります。

本町では、関係機関と連携し、低所得者に対する相談や生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の利用に関する助言・指導、資金貸付制度の紹介等に努めていますが、今後とも、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

施策の体系

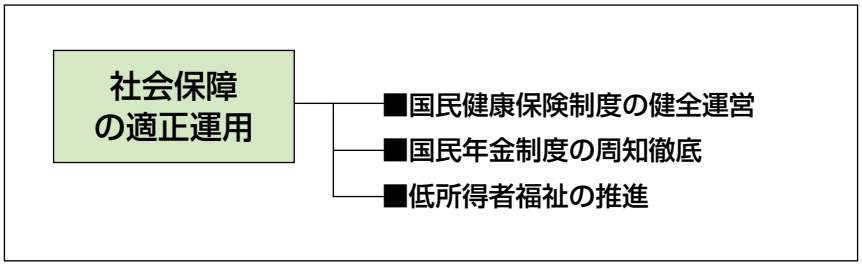

主要施策

（１）国民健康保険制度の健全運営

① 制度改正を踏まえ、県との連携のもと、制度に関する広報・啓発活動をはじめ、新たな枠組みへの円滑な移行及び安定的な運営に向けた取り組みを推進します。

② 関連部門が一体となった健康増進事業や疾病予防事業の推進による被保険者の健康づくりの促進はもとより、医療費の通知やレセプト※16点検調査の実施による受診行動の適正化及びお薬手帳・ジェネリック医薬品※17の利用促進等を行い、医療費の抑制に努めます。

③ 国民健康保険税滞納者に対する納付相談・指導等を行い、収納率の向上に努めます。

（２）国民年金制度の周知徹底

すべての町民の年金受給権の確保に向け、広報・啓発活動を推進し、制度についての正しい理解の一層の浸透に努めます。

（３）低所得者福祉の推進

低所得者の自立に向け、民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言･指導等に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
被保険者１人あたり医療費伸び率（被保険者１人あたり医療費）	%（千円）	（H21 → H27）128（281）	（H27 → H33）118（309）
国民健康保険税収納率（現年度分）	%	98.02	99.0

※ 16　診療報酬明細書
※ 17　新薬の特許期間終了後に発売される、同等の成分・効き目で比較的安価な医薬品

町民等に期待される役割

○　医療機関の適正受診やお薬手帳・ジェネリック医薬品の利用に努めましょう。
○　国民健康保険制度や国民年金制度についての理解を深め、保険税・保険料の納付義務を果たしましょう。
○　低所得者は、行政等からの支援や助言を活用し、自立を目指しましょう。

第３章　文化の薫り高いまちづくり

１　学校教育の充実

現況と課題

国においては、平成 25 年度に第２期教育振興基本計画を策定し、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」を重視した教育施策を展開してきたほか、現在、平成 30 年度を初年度とする次期計画の策定を進めています。

現在、国の方針に基づき、総合教育会議を開催し、教育大綱及び教育振興計画の策定を進めています。

本町ではこれまで、家庭や地域と連携しながら、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身など「生きる力」の育成を基本に、教育内容の充実を図ってきたほか、学校施設・設備についても、小学校の校舎の大規模改修やプールの改修、防犯カメラの設置、すべての小・中学校のパソコンの更新、広陵町・香芝市共同中学校給食センターの整備などを行い、教育環境の充実に積極的に取り組んできました。

しかし、社会・経済情勢が大きく変化する中、人間形成の基礎を培う就学前教育の充実や、これからの社会を支えていく意思と実践力を育む教育内容の一層の充実が求められているほか、老朽化への対応や安全性・快適性の向上等に向けた学校施設・設備の整備、学校・家庭・地域の連携強化による町全体での子どもの育成等が課題となっています。

このため、今後は、学校施設・設備の整備を推進し、安全で快適な学校環境づくりを進めるとともに、保・幼・小・中の連携強化のもと、本町の自然や歴史、産業、畿央大学などの教育資源を生かしながら、生きる力を育む教育活動の一層の推進や家庭・地域と一体となった開かれた学校づくりなど、総合的な取り組みを積極的に進めていく必要があります。

施策の体系

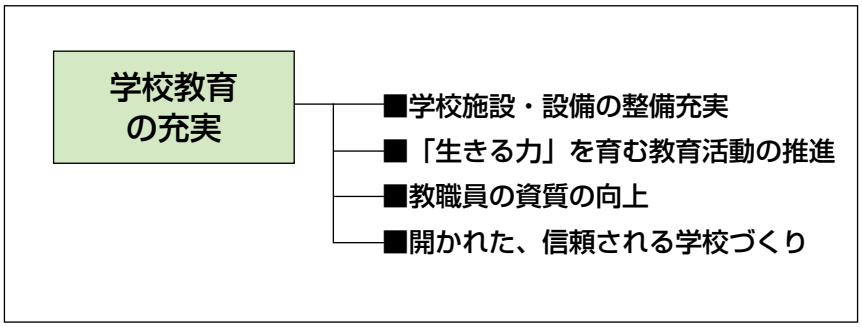

主要施策

（１）学校施設・設備の整備充実

① 幼稚園施設について、幼保一体化総合計画に基づき、認定こども園への移行や再配置等を進めます。

② 小・中学校施設について、老朽化への対応や安全性・快適性の向上等を図るため、校舎や体育館の大規模改修を進めるとともに、空調機器の設置や洋式トイレの増設を推進します。

③ 情報教育のための新たな情報機器の導入やネットワークの整備、学校図書館の蔵書の充実など、教育内容の充実に合わせた設備や教材・教具の整備充実を図ります。

（２）「生きる力」を育む教育活動の推進

① 就学前教育の重要性を踏まえ、幼稚園において、発達や学びの連続性を重視し、教育内容の充実を図ります。

② 確かな学力の育成に向け、保・幼・小・中の連携強化のもと、学力調査の実施及び有効活用、少人数学習指導の推進、基礎的・基本的知識・技能の定着や言語活動の充実に向けた取り組みなど、児童・生徒の実態や課題に応じた指導方法・教育内容の工夫・改善を図ります。

③ 本町の自然や歴史、産業、畿央大学等の教育資源を生かした体験的活動を取り入れた特色ある教育活動を推進します。特に、畿央大学との連携のもと、学校インターンシップ※18 として大学生が授業や校外学習の支援等を行う取り組みを推進します。

④ 国際コミュニケーション能力の育成に向けた外国語教育をはじめ、情報教育、環境教育、キャリア教育※19、防災教育など、社会変化に対応した教育の充実を図ります。

⑤ 豊かな人間性の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育の充実を図るとともに、学校や保護者、地域住民と連携してあいさつ運動を奨励します。いじめ問題については、国のいじめ防止対策推進法の制定に基づき、いじめ防止対策推進計画を策定し、いじめの根絶を図るとともに、いじめや不登校等の心の問題に対し、子どもと親の相談員やスクールカウンセラー※20、スクールソーシャルワーカー※21 の活用等により、相談・指導の充実を図ります。

⑥ 子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動を積極的に促進します。

⑦ たくましい心身の育成に向け、体育、保健教育や部活動の充実を図るとともに、給食体制の充実を図り、地産地消を積極的に取り入れた学校給食を推進します。

⑧ 食育推進計画に基づき、日頃の食事から子どもの健全な発達を促進し、心身両面の豊かな成長を支援します。

⑨　支援を必要とする児童・生徒が個々の状況に応じた適切な教育支援を受けられるよう、町独自の支援スタッフを活用しながら、特別支援教育の充実を図ります。

（３）教職員の資質の向上

研修や研究活動の充実を促進し、使命感にあふれ、実践的な指導力を持つ教職員の育成に努めます。

（４）開かれた、信頼される学校づくり

地域住民による学校支援ボランティアやゲストティーチャー※22の取り組みの一層の促進をはじめ、家庭や地域の声を反映した学校運営の推進、学校評価の実施・公表等により、開かれた、信頼される学校づくりを進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
幼稚園数（再掲）	園	6	3
学校における洋式トイレの割合	%	34.0	50.0
不登校児童・生徒数	人	26	0
学校支援ボランティア登録者数	人	118	150
学校教育環境に関する町民の満足度	%	42.6	60.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　知識や経験を生かし、学校支援ボランティアやゲストティーチャーとして、教育活動を支援しましょう。
○　学校運営に関する意見や提言を行い、学校運営を支援しましょう。

※ 18　学生が自らの専攻や将来の職業に関連した職業体験を行うこと
※ 19　職業に関する知識や技能を身につけさせ、進路を選択する能力・態度を育てる教育
※ 20　心の問題に対応するため、学校に配置される専門家
※ 21　福祉等の問題に対応するため、学校に配置される専門家
※ 22　ボランティアで授業や授業の支援を行う外部講師

２　生涯学習の推進

現況と課題

すべての人々が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

また、生涯学習は、世代を超えて学び合い、わかり合うことを土台に、他者とつながることを求めていくものであり、さまざまな社会的課題を解決する側面を持っています。

本町では、町民の学習活動を支援し、生きがいのある心豊かな町民生活や活力あるまちづくりに生かすとともに、人と地域がつながり、支え合う生涯学習社会を構築するため、中央公民館・はしお元気村を拠点として、子どもから高齢者までを対象としたさまざまな講座・教室を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成等に努めています。

しかし、社会・経済情勢の急速な変化の中で、生涯の各期における町民のニーズや学習課題はますます多様化・高度化してきており、これらへの対応が求められています。また、自主的な学習活動への移行の遅れ、指導者の不足といった課題もみられ、町民同士が自ら学び合い、その成果が適切に評価され、社会へ還元される学習環境づくりが求められています。

このため、中央公民館をはじめとする生涯学習関連施設の適正管理と有効活用を進めながら、各世代の学習ニーズに即した特色ある講座・教室の開催や指導者の育成、関係団体の育成など、町民主体の学習活動を一層促進する環境づくりを進めていく必要があります。

また、本町には、町立では全国有数の貸出冊数を誇る図書館がありますが、今後とも、町民が集う場として、また生涯学習の拠点として、施設・設備の整備充実やサービスの向上を進めていく必要があります。

町立図書館

施策の体系

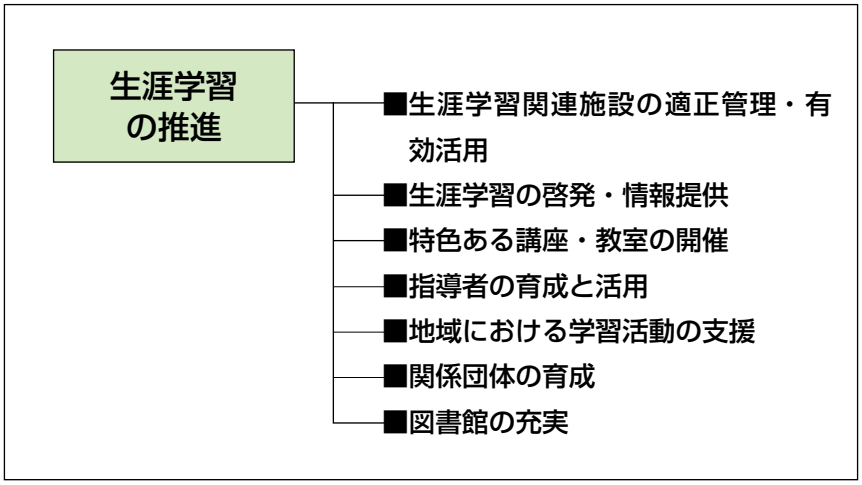

主要施策

（１）生涯学習関連施設の適正管理・有効活用

中央公民館をはじめ、生涯学習関連施設の適正な維持管理を行い、有効活用を図ります。

（２）生涯学習の啓発・情報提供

町民の自主的な学習活動の活発化に向け、広報紙やホームページを活用し、学習意欲の喚起、学習情報の効果的な提供に努めます。

（３）特色ある講座・教室の開催

町民ニーズの動向や本町の特性・資源、社会・経済情勢の変化を踏まえ、また学習成果のまちづくりへの還元を見据え、特色ある講座・教室を開催します。

（４）指導者の育成と活用

さまざまな分野における指導者･ボランティアの育成に努めるとともに、登録･派遣体制の充実を進め、有効活用を図ります。

（５）地域における学習活動の支援

地区公民館・集会所等を拠点にした自主的な学習活動を視野に入れ、地域における生涯学習及び地域づくりへの参画を支援します。

（６）関係団体の育成

各種の社会教育団体や自主的な学習団体・サークルの育成に努め、各種活動の活発化を促進します。

（７）図書館の充実

① 施設・設備の整備充実や蔵書の充実、各種図書館講座の開催やレファレンス※23機能の強化などのサービスの向上等を進め、生涯学習拠点としての機能強化及び利用促進を図ります。

② 子ども読書活動推進計画に基づき、家庭や保育園、幼稚園、小・中学校との連携のもと、子どもの読書活動の促進に向けた取り組みを進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
中央公民館利用者数	人	36,154	37,000
子ども読書推進活動実施回数（保育園、幼稚園、小･中学校における読み聞かせ）	回	42	50
図書館蔵書数	冊	276,212	300,000
図書館の町内在住者の利用率	%	43.1	51.0
町の講座等による生涯学習活動をしている町民の割合	%	45.2	46.0
生涯学習環境に関する町民の満足度	%	23.3	30.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○ 講座・教室等を効果的に利用し、学習活動に意欲的に取り組み、その成果を地域課題の解決などに役立てましょう。
○ 指導者・ボランティアとして、生涯学習活動を支援しましょう。
○ 社会教育団体等は、活動体制の充実に努めましょう。
○ 図書館を利用し、本に親しむ機会を増やしましょう。

※ 23　必要な資料や情報を必要な人に的確に案内すること

３　スポーツの振興

現況と課題

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であり、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参加することのできる機会の確保が求められています。

国では、平成 23 年度に制定したスポーツ基本法を踏まえ、また、平成 32（2020）年の夏季オリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることを見据え、平成 27 年度にスポーツ庁を創設し、国民全体がスポーツによる利益を享受できるスポーツ立国の実現を目指した取り組みを進めています。

本町では、体育協会を中心とする数多くのスポーツ団体やスポーツ少年団、平成 25 年度に設立された総合型地域スポーツクラブが、中央体育館や健民運動場をはじめとするスポーツ施設を利用し、活発なスポーツ活動を展開しています。

町では、これらのスポーツ団体の育成やスポーツ施設の整備充実をはじめ、スポーツの振興に関する多様な取り組みを推進しています。

しかし、近年、町民の健康・体力づくりに対する関心が高まる一方で、日常生活の中で身体を動かす機会が減少するなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化してきており、すべての町民がそれぞれの年齢や体力、目的に応じて主体的にスポーツ活動を行い、日々の暮らしの中に定着させることができる環境づくりが一層求められています。

このため、今後は、スポーツ施設の整備充実及び有効活用を図りながら、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、年齢層に応じた多様なスポーツ活動の普及など、スポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

チャレンジデー：ノルディックウォーキング

施策の体系

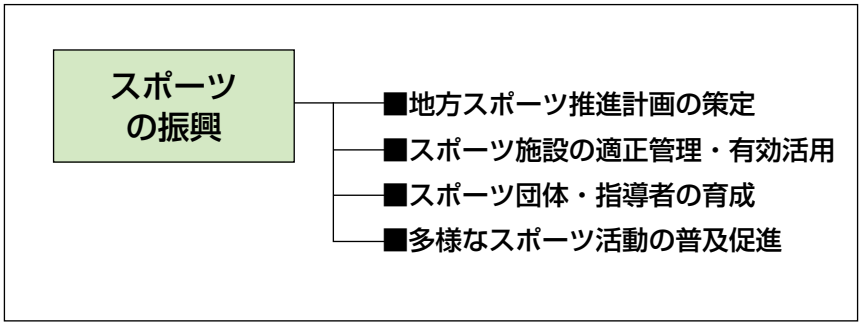

主要施策

（１）地方スポーツ推進計画の策定

スポーツ基本法に基づき、本町の実情に即したスポーツ施策を総合的・計画的に推進するため、関係団体による地方スポーツ推進計画審議会を開催し、計画の策定を検討します。

（２）スポーツ施設の適正管理・有効活用

中央体育館や健民運動場、パークゴルフ場をはじめとする各スポーツ施設について、安全性の確保や利用促進を見据えた適正な維持管理・改修等に努めるとともに、管理運営体制の充実を進め、有効活用を図ります。

（３）スポーツ団体・指導者の育成

① 町民の自主的なスポーツ活動の活発化を促進するため、体育協会などのスポーツ団体・サークルの育成を図ります。

② 総合型地域スポーツクラブが安定的に運営され、さらに発展していくことができるよう、会員増加に向けた魅力あるプログラムの開発に関する助言・指導など、側面からの支援を行います。

③ 町民の多様なスポーツニーズに応えるため、研修会の開催等を通じ、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保に努めます。

（４）多様なスポーツ活動の普及促進

① スポーツに関する広報・啓発活動の推進や町民総参加型スポーツイベント「チャレンジデー※24」の開催などにより、町民のスポーツ・健康づくりに対する意識の高揚に努めます。

※ 24　日常的なスポーツの習慣化に向けたきっかけづくりやスポーツによる住民の健康づくり、地域の活性化を目的とし、毎年５月の最終水曜日に世界中で実施されている住民総参加型イベント。本町は平成 27 年から参加

② スポーツのすそ野を広げるため、体育協会・総合型地域スポーツクラブ等と連携し、各種スポーツ教室・大会等の内容充実を図り、町民の参加を促進します。特に、生涯スポーツの振興の視点から、世代を超えて気軽に親しめるスポーツの普及に努めます。

③ オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催も見据えながら、町民の競技力の維持・向上、競技スポーツの振興に向け、広域的な大会への参加促進に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
スポーツ施設利用者数	人	148,000	158,000
パークゴルフコース利用者数	人	19,000	25,000
総合型地域スポーツクラブ内教室数	教室	16	25
総合型地域スポーツクラブの参加者数	人	210	330
軽スポーツイベント参加者数	人	17,280	28,100
スポーツ環境に関する町民の満足度	人	23.5	30.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○ スポーツ団体等は、活動体制の充実に努めましょう。
○ 総合型地域スポーツクラブは、安定的な運営を行い、さらなる発展を目指しましょう。
○ 指導者として、スポーツ活動を支援しましょう。
○ スポーツ・健康づくりに対する意識を高め、各種スポーツ活動に参加しましょう。
○ 競技スポーツの広域的な大会に参加しましょう。

４　文化芸術の振興

現況と課題

文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、生きる勇気や喜びをもたらすものであり、人々の生活に欠かせない重要な要素です。

本町では、町民の価値観やライフスタイルが多様化する中、文化協会が中心となって、中央公民館等の施設を利用してさまざまな文化芸術活動が行われています。

町では、文化芸術の担い手は町民であるという認識に立ち、これら文化芸術団体の自主的な活動を支援しているほか、文化祭をはじめとする多様な文化行事を行っています。

しかし、文化芸術活動への参加者の固定化や高齢化、活動成果の発表・展示の場の不足といった問題もみられ、今後は、世代を超えてだれもが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、発表できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

施策の体系

文化芸術の振興
- ■文化芸術団体の育成と指導者の確保
- ■文化芸術にふれる機会の充実

広陵町文化祭

主要施策

（１）文化芸術団体の育成と指導者の確保

① 町民の自主的な文化芸術活動の活発化を促進するため、文化協会などの文化芸術団体・サークルの育成を図ります。

② 町民の多様なニーズに応えるため、文化芸術活動の指導者の確保に努めます。

（２）文化芸術にふれる機会の充実

① 文化協会等と連携し、文化祭の内容充実に努めるとともに、「第 32 回国民文化祭・なら 2017」を契機に、町民と協働して魅力ある文化行事の企画・開催や作品展示の場の確保を図り、多様な文化芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

② 新たな郷土芸能として定着している広陵金明太鼓の活動・発表機会の充実を支援し、郷土への誇りと愛着を育みます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
文化祭参加者数	人	2,560	2,600
文化芸術環境に関する町民の満足度	%	20.6	25.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○ 文化芸術団体等は、活動体制の充実に努めましょう。
○ 指導者として、文化芸術活動を支援しましょう。
○ 魅力ある文化行事の企画・開催や作品展示の場の確保を進めましょう。
○ 広陵金明太鼓の活動・発表機会の充実に努めましょう。

５　文化財の保存・活用

現況と課題

文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきたものであり、地域住民のかけがえのない財産です。

本町は、数多くの古墳を有するまちで、西部の馬見丘陵には、特別史跡に指定されている巣山古墳をはじめ、大小の古墳が集中して分布し、馬見古墳群を形成しています。

また、これらの古墳のほかにも、立山祭などの無形民俗文化財をはじめ、百済寺や与楽寺などの寺社や城跡、環濠集落など、数多くの文化財を有しています。

本町ではこれまで、巣山古墳の整備をはじめ、有形・無形の文化財の保存・活用に努めてきたほか、広陵古文化会の活動支援や文化財ガイドの組織化を進めるなど、文化財を生かしたまちづくりを積極的に取り組んできました。

文化財は、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本町の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、今後とも適切な調査や保存・活用、展示・学習施設の整備等に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系

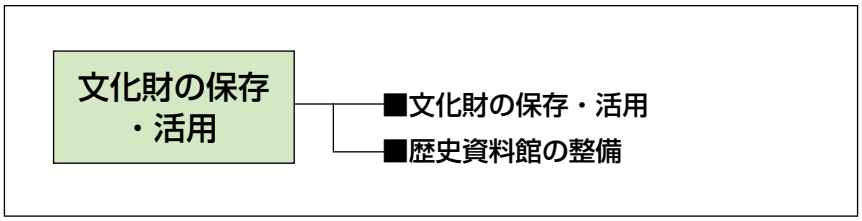

主要施策

（１）文化財の保存・活用

① 百済寺三重塔や与楽寺十一面観音立像などの指定文化財の適正な保存・活用に努めます。

② 未指定文化財の調査を行い、実態把握に努めるとともに、町指定文化財に指定するなど、その保護を図ります。

③ 国・県との連携のもと、巣山古墳整備事業を引き続き計画的に推進します。

④　立山祭などの無形民俗文化財について、保存団体の育成・支援や動画の記録等を行い、積極的にその保存・伝承に努めます。

⑤　広陵古文化会が行う文化財保護活動や、文化財ガイド※25 が行う文化財の案内及び本町の魅力発信に関する活動を支援します。

（２）歴史資料館の整備

文化財の展示・学習・情報発信機能の強化、文化財を生かしたまちづくりの一層の推進に向け、歴史資料館の整備に向けた取り組みを進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
指定文化財件数	件	20	23
文化財保護団体数	団体	7	9
文化財ガイドによる案内人数	人	1,295	1,500
文化財保存センター入館者数	人	1,200	1,500

町民等に期待される役割

○　指定文化財の保存・活用に協力しましょう。
○　立山祭などの無形民俗文化財の保存に努めましょう。
○　広陵古文化会は、文化財保護活動の充実に努めましょう。
○　文化財ガイドとして、文化財の案内及び本町の魅力発信等を行いましょう。

※ 25　本町の歴史・文化等への人々の理解と愛着を高めるため、町民及び町を訪れる観光客・見学者に文化財の案内及び解説等を行う人

６　青少年の健全育成

現況と課題

少子化や核家族化の進行等による家族形態の変化、スマートフォンやこれを利用したＳＮＳの普及など情報化の進展等に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、規範意識の低下や犯罪の低年齢化、些細なことで激高する子どもやひきこもりの増加、インターネットを通じたいじめや犯罪被害の発生など、全国的に青少年をめぐる問題が深刻化しています。

本町では、青少年健全育成協議会が組織され、関係団体と連携し、啓発活動や巡視活動など、健全な社会環境づくりに向けた活動が行われているほか、家庭の教育力の向上や青少年の体験・交流機会の提供、子ども会等の団体活動の育成などを行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。

今後は、次代を担う青少年の豊かな人間性を育むため、また、悪影響を及ぼす風潮や環境から地域社会全体で青少年を守るため、家庭、学校、地域、警察等との連携を強化し、さまざまな健全育成活動の活性化を図っていく必要があります。

施策の体系

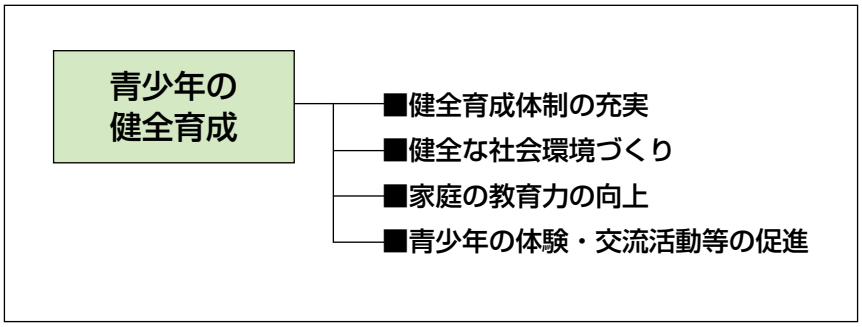

主要施策

（１）健全育成体制の充実

青少年健全育成協議会の一層の充実･活用を図るとともに、これを中心に家庭、学校、地域、警察、行政等が一体となった青少年健全育成のネットワークづくりを進めます。

（２）健全な社会環境づくり

関係団体を中心とした啓発活動や巡視活動、有害環境の浄化活動等を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。

（３）家庭の教育力の向上

家庭教育に関する学習機会の提供や広報・啓発活動の推進等により、青少年の健全育成に最も重要な役割を果たす家庭の教育力の向上を促進します。

（４）青少年の体験・交流活動等の促進

① 青少年の豊かな人間性を育むため、体験・交流活動等への参画機会の充実を図ります。

② 子ども会などの青少年団体の育成に努めるとともに、ジュニアリーダーの育成に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
少年補導員数	人	13	15
家庭教育講座参加者数	人	1,560	1,700
子ども会加入者数	人	812	830
青少年の健全育成環境に関する町民の満足度	%	20.3	30.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○ 関係団体等が連携を強化し、啓発活動や巡視活動等を行いましょう。
○ 家庭教育を充実させ、家庭の教育力の向上に努めましょう。
○ 青少年の体験・交流活動等への参加を促しましょう。
○ 子ども会などの青少年団体は、活動体制の充実に努めましょう。

第４章　活力あふれる産業づくり

１　農業の振興

現況と課題

わが国では、農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、平成 26 年度に新たな食料･農業･農村基本計画を策定し、平成 37 年度の食料自給率の目標を 45%（カロリーベース）と設定し、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪とした農政改革を推進することとしています。

本町の農業は、豊かな水と肥よくな土壌を生かし、ナスや米の生産を中心に発展し、特にナスは、県内の産地の一つとして知られているほか、近年では綿花の有機栽培も行われています。

平成 27 年の農林業センサスによると、本町の総農家数は 804 戸（販売農家 380 戸、自給的農家 424 戸）で、販売農家の専兼業別の内訳は、専業農家が 92 戸、第１種兼業農家が 26 戸、第２種兼業農家が 262 戸となっています。

本町ではこれまで、関係機関・団体と連携し、ほ場や農道など農業生産基盤の整備や担い手の育成をはじめ、農業の振興に向けた各種支援施策を推進してきました。しかし、農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、農家数の減少や農業就業者の高齢化、後継者不足、これらに伴う耕作放棄地の増加など、さまざまな問題が深刻化してきており、総体的な農業の活力低下が懸念されています。

また、ＴＰＰ※26 への参加など貿易自由化が進む中、わが国の農業全体が大きな影響を受けることも懸念されています。

このため、今後は、農業者、関係機関・団体、行政等が共通の認識と目標のもとに連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を進めながら、意欲ある担い手の育成・確保を図るとともに、生産性の向上やブランド化、６次産業化※27 の促進、環境に配慮した農業や地産地消の促進など、消費者ニーズや時代変化に即した多面的な支援施策を一体的に推進していく必要があります。

※ 26　環太平洋戦略的経済連携協定
※ 27　第１次産業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売やサービスの提供など、第２次産業や第３次産業まで踏み込むこと

施策の体系

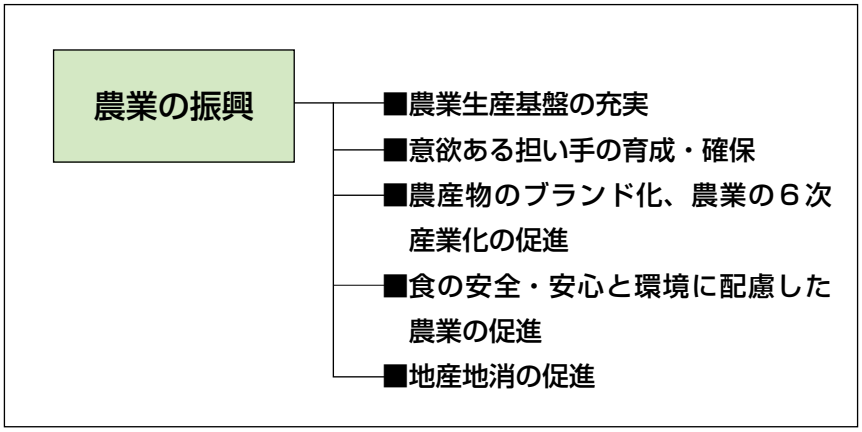

主要施策

（１）農業生産基盤の充実

① 土地条件の向上と豊かな田園空間の保全に向け、関係機関・団体と連携し、農道や用排水施設等の整備・改修等を進めるとともに、農地や農業用水等を保全する地域ぐるみの共同活動を支援します。

② 耕作放棄地の発生防止と解消に向け、関係機関・団体と連携し、利用状況調査や適切な指導等を行い、地域の実情に即した農地の有効活用を促進します。

（２）意欲ある担い手の育成・確保

① 経営指導の強化や農地の流動化による利用集積、農作業受委託の促進等により、意欲ある認定農業者や集落営農組織の育成を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。

② 米、麦、大豆等の作物を生産数量目標に従って販売目的で生産する農家や販売目的で水田を転作し野菜等の作物を生産する農家に対し、経営所得安定対策等の活用を促進します。

③ 相談・指導の推進や研修等を通じ、後継者及び新規就農者の育成・確保に努めます。

④ 女性や高齢者が能力を発揮できるよう、経営への参画や就農環境の向上に向けた支援を行います。

⑤ 農業塾のＰＲ活動を強化するとともに、農業塾出身者が地域の担い手として定着するよう支援します。

（３）農産物のブランド化、農業の６次産業化の促進

① 関係機関と連携し、合理的な作付体系や効率的な生産技術の導入、関連施設の整備・活用等を促し、農産物の生産性向上やブランド化を促進します。

② 地場産品振興対策の一環として、靴下の原材料である綿花の栽培を促進します。

③ 農産物加工品の製造・販売体制の強化を促進するなど、農業の６次産業化に向けた取り組みを推進します。

（４）食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進

有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培、廃プラスチック等の農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、食の安全・安心と環境に配慮した農業を促進します。

（５）地産地消の促進

既存の直売所の活用、学校給食、商業者との連携、ＰＲ活動の強化等により、農産物の地産地消を促進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
耕作放棄地面積	ha	2	2
認定農業者数	人	9	15
集落営農組織数	組織	1	3
年間新規就農者数	人	4	5

町民等に期待される役割

○ 農業者は、農地・農業用水等を保全する地域ぐるみの共同活動の推進や耕作放棄地の有効活用に努めましょう。

○ 農業者は、担い手としての能力向上など経営体制の強化をはじめ、ブランド化や６次産業化、環境に配慮した農業、地産地消などに取り組みましょう。

○ 農業への理解を深め、地元農産物の購入機会を増やしましょう。

２　商工業の振興

現況と課題

商業は、豊かな消費生活の提供をはじめ、まちの活気や賑わいの創出、住民同士の交流の促進など、地域活性化に重要な役割を果たしています。

本町の商業活動は、真美ヶ丘地区に立地する大型商業施設と幹線道路沿いの沿道型店舗、点在する商店によって行われており、平成 26 年の商業統計調査によると、事業所数（卸売業・小売業）は 183 事業所、従業者数は 1,442 人、年間商品販売額は 33,389 百万円となっています。

本町は、大型商業施設や沿道型店舗の立地により、近隣自治体からの買物客も多く、買物の便のよいまちとしての位置づけにありますが、旧来からの商店においては、大型商業施設等への購買力の流出が進み、経営者の高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は厳しさを増しています。

今後は、このような状況を踏まえ、商工会と連携し、大型商業施設等と既存商店が共存共栄できる環境づくりに向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、工業は、地域活力の向上や雇用の場の確保、研究・開発機能の強化など、まちづくりにおいて重要な位置を占めています。

本町の工業は、全国トップクラスの生産量を誇る靴下産業や、プラスチック産業等の地場産業を中心に展開されており、平成 26 年の工業統計調査によると、製造業の事業所数（従業者４人以上）は 115 事業所、従業者数は 2,079 人、製造品出荷額等は 26,098 百万円となっています。

近年、景気は全国的に緩やかな回復基調となっていますが、本町の企業の多くを占める中小企業が好景気を実感するまでには至っていないのが現状です。

このため、引き続き、商工会と連携し、既存企業の経営の安定化を支援していくとともに、地場産業の育成や優良企業の誘致に向けた取り組みを進めていく必要があります。

靴下産業

施策の体系

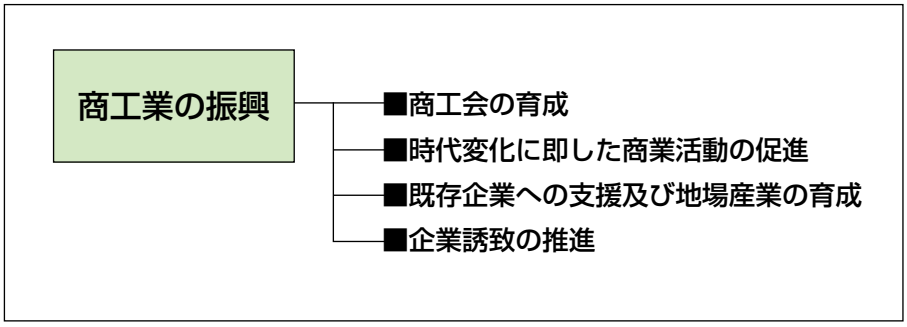

主要施策

（１）商工会の育成

商工会の運営を支援し、商工業の活性化に向けた各種活動の一層の活発化を促進します。

（２）時代変化に即した商業活動の促進

① 既存商店について、商工会と連携し、経営革新や後継者の育成、地元商店ならではの地域に密着した商品・サービスの提供、販売促進運動の展開等を促進します。

② 新たな商業空間の形成に向け、箸尾駅周辺や幹線道路沿道等における商業施設の立地誘導を進めます。

③ 厳しい経営環境を踏まえ、国・県及び町の融資制度等の周知及び活用促進に努め、経営の安定化を促します。

（３）既存企業への支援及び地場産業の育成

① 既存企業について、商工会と連携し、経営革新や後継者の育成、事業の拡大、新商品の開発・生産等を促進します。

② 靴下産業やプラスチック産業などの地場産業については、研究施設や研究開発型工場の立地誘導を進めるとともに、商品のブランド化や販売促進に向けた取り組みを積極的に展開し、本町ならではの特色ある地場産業として育成を図ります。

③ 商工会や金融機関、大学等の関係機関と連携し、創業希望者の掘り起こしを進めながら、相談の実施やセミナーの開催をはじめ、総合的な創業支援を行います。

④ 厳しい経営環境を踏まえ、国・県及び町の融資制度等の周知及び活用促進に努め、経営の安定化を促します。

⑤　町内中小企業等の振興を図るため、中小企業・小規模企業振興条例等の制定を検討します。

（４）企業誘致の推進

新たな活力の創出と雇用の場の拡充に向け、町独自の企業立地優遇制度や本町の魅力などについての情報発信を積極的に行うとともに、土地の確保等を進めながら、優良企業の誘致に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
事業所数（商業）	事業所	（H26）　183	190
従業者数（商業）	人	（H26）　1,442	1,500
事業所数（工業）	事業所	（H26）　115	120
従業者数（工業）	人	（H26）　2,079	2,100
商業振興の状況に関する町民の満足度	%	11.0	15.0
工業振興の状況に関する町民の満足度	%	6.3	8.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　事業者（商業）は、経営の安定化に努めながら、経営革新や後継者の育成、地域に密着した商品・サービスの提供等に取り組みましょう。
○　商業活動への理解を深め、地元商店での商品の購入機会を増やしましょう。
○　事業者（工業）は、経営の安定化に努めながら、経営革新や後継者の育成、事業の拡大、新商品の開発・生産、研究開発機能の強化等に取り組みましょう。
○　企業活動への理解を深め、地場製品の購入機会を増やしましょう。

３　観光・交流の振興

現況と課題

癒しや健康づくり、味覚、自然体験を求める傾向が強まるなど、観光ニーズはますます多様化してきているほか、インバウンド※28 が急増しており、観光地には、こうした状況に対応した、戦略的な取り組みが求められています。

本町には、人々が訪れる場や資源として、馬見丘陵の豊かな自然をはじめ、水辺や田園空間、数多くの公園・緑地、古墳に代表される文化財、農産物等の直売所、祭りやイベントなどがあげられますが、観光資源として、年間を通じて大勢の人々を呼び込むには十分な状況とはいえません。

観光資源は、地域のイメージアップにつながるとともに、人々の交流をもたらし、産業の活性化や定住を促す側面を持っていることから、今後は、交流人口の増加と地域活性化といった視点に立ち、本町の地域性に即した観光・交流機能の創出に取り組んでいく必要があります。

また、本町では、友好交流協定を締結している福井県美浜町と地域間交流を行っており、小学生の海体験やイベント時の地場産品のＰＲなどで交流を深めています。

こうした地域間交流は、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、今後とも交流を継続していく必要があります。

広陵かぐや姫まつり

※ 28　訪日外国人旅行

施策の体系

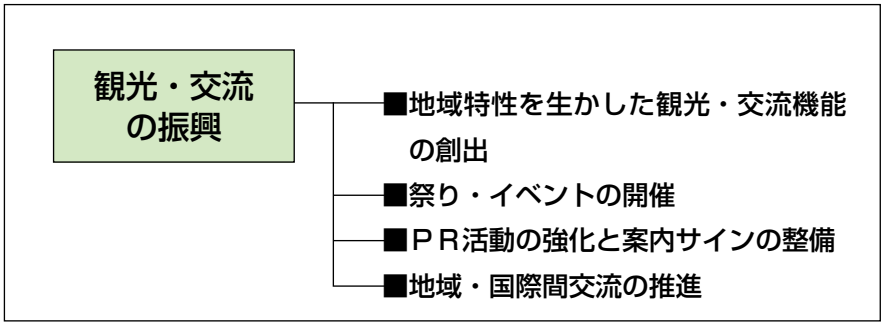

主要施策

（１）地域特性を生かした観光・交流機能の創出

① 農産物を生かした特産品の開発・販売や観光農園の展開を促進し、農業と連携した観光・交流機能の創出に努めます。

② 古墳などの文化財や公園・緑地、水辺、田園空間などの本町固有の資源を結ぶ周遊ルートを増やしていくとともに、自転車や徒歩によって楽しめる環境の整備を進めます。

③ 竹取公園周辺において、馬見丘陵公園及び竹取公園の集客力を生かした町の新たな賑わいの拠点づくりを進め、観光・交流人口の増加を図ります。

（２）祭り・イベントの開催

町民との協働のもと、かぐや姫まつりなど、多くの人々が訪れる魅力ある祭りやイベントを企画・開催します。

（３）ＰＲ活動の強化と案内サインの整備

① ホームページやマスコミの活用、パンフレットの作成等を通じ、町のＰＲ活動の強化を図ります。

② 来町者にとってわかりやすく機能的な案内サインの整備を図ります。

③ 葛城地域における地域への観光客の誘致及び定住人口の増加を促進することにより、地域活性化及び産業の振興を図るため、葛城地域観光協議会を中心に、広域的なＰＲ活動等を推進します。

（４）地域・国際間交流の推進

① 福井県美浜町との地域間交流について、小学生の海体験や地場産品のＰＲなどの既存の交流を継続していくとともに、町民主体の交流に発展するよう努めます。

② 国際的な視点に立った人材を育成するため、公民館等での外国語講座の開催、インバウンドを狙った観光ＰＲ活動の展開や観光パンフレットの作成を検討します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
周遊ルート設定本数	本	3	4
かぐや姫まつり来場者数	人	18,300	30,000
観光振興の状況に関する町民の満足度	%	10.0	20.0
国内外との交流に関する町民の満足度	%	7.5	15.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○ 農業者は、特産品開発や観光農園に取り組みましょう。
○ 町内イベントへの企画・開催に参加・協力しましょう。
○ 町内イベントへの参加を町内外へ呼びかけましょう。
○ 美浜町との交流に参加・協力しましょう。

広陵町イメージキャラクターかぐやちゃんと讃岐神社

４　雇用対策の推進

現況と課題

近年、わが国の雇用情勢は、有効求人倍率※29 が高水準で推移するなど、改善してきています。

また、奈良県においても、雇用情勢は緩やかに持ち直してきていますが、有効求人倍率は全国平均や近畿地方平均を下回っており、依然として厳しい状況が続いています。

このような中、本町においても、人口減少の抑制・地方創生に向け、産業振興と雇用問題を重要課題としてとらえ、これまでみてきた各種の産業振興施策の推進により雇用の場の確保・拡充を目指すほか、関係機関との連携や広域的連携のもと、情報提供や相談をはじめ、若者の地元就職やＵ・Ｉ・Ｊターン※30 につながる取り組みを積極的に進めていく必要があります。

また、快適でゆとりある勤労生活の実現に向け、事業所等に対し、労働条件の向上をはじめ、福利厚生機能の充実を促していく必要があります。

施策の体系

雇用対策の推進

- ■雇用の促進
- ■勤労者福祉の充実

※ 29　公共職業安定所に登録している求職者に対する、求人を募集している企業からの求人数の割合

※ 30　Ｕターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Ｉターンは出身地に関わらず住みたい地域へ移り住むこと。Ｊターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地へ戻ること

主要施策

（１）雇用の促進

若者の地元就職やＵ・Ｉ・Ｊターンの促進に向け、奈良労働局や公共職業安定所、県等の関係機関、近隣市町との連携のもと、雇用に関する情報提供や相談の推進、合同企業説明会の開催、地元事業所への働きかけ等に努めます。

（２）勤労者福祉の充実

労働条件の向上や安全に働ける環境づくりに向けた事業所への啓発など、勤労者福祉の充実に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
広報による就職情報提供回数	回	1	2
雇用対策の状況に関する町民の満足度	%	8.6	10.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　事業者は、若者の地元雇用の拡大に努めましょう。
○　事業者は、労働条件の向上や安全に働ける環境づくりに努めましょう。

５　消費者対策の推進

現況と課題

商品･サービスや販売形態がますます多様化する中、消費生活に関わるトラブルも複雑･多様化してきています。特に、振り込め詐欺や架空請求、訪問や電話による悪質な勧誘など、悪質商法や特殊詐欺による被害が後を絶たないほか、多重債務者※31 が増加し、大きな社会問題となっています。

本町では、県消費生活センターなどの関係機関と連携し、消費生活に関する啓発活動や情報提供を行っているほか、消費生活相談窓口を香芝市と連携して開設するなど、消費者対策を推進しています。

しかし、今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、トラブルに巻き込まれる危険性が高まることも予想されるため、被害に遭わないための啓発活動や情報提供の推進、相談の充実に努める必要があります。

施策の体系

消費者対策の推進
- ■消費生活に関する啓発活動の推進
- ■消費生活相談の充実

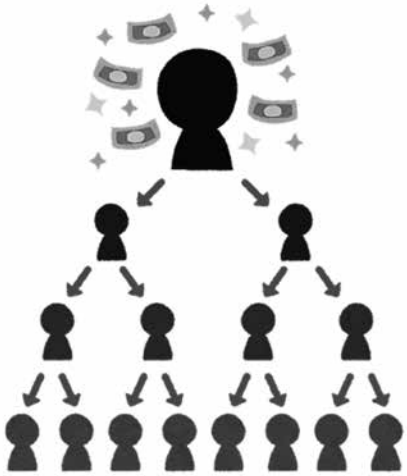

※31　複数の金融機関から借り入れをしている人

主要施策

（１）消費生活に関する啓発活動の推進

消費者意識の高揚と知識の向上、自立する消費者の育成に向け、広報紙やホームページの活用、パンフレットの配布等により、消費生活に関する啓発活動を推進します。

（２）消費生活相談の充実

消費生活に関するさまざまなトラブルに適切かつ迅速に対応するため、県消費生活センターや香芝市との連携のもと、消費生活相談の充実を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
消費者対策広報掲載回数	回	10	12
消費生活相談件数	件	25	20
消費者対策の状況に関する町民の満足度	%	9.2	15.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　消費者意識・知識を高め、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。
○　トラブル発生時には、速やかに消費生活相談を受け、早期解決に努めましょう。

第5章　さらなる発展への基盤づくり

1　計画的な土地利用の推進

現況と課題

土地は、将来にわたって限られた貴重な資源であり、地域の持続的発展のためには、将来を十分に見据えた総合的かつ計画的な土地利用が求められます。

本町は、奈良盆地の中西部に位置する、東西約 4.5㎞、南北約 6.0㎞、総面積 16.3㎢のまちで、概ね東部が平坦地、西部が丘陵地となっています。

土地利用の状況をみると、農地と宅地が中心となっており、総面積のうち、農地が37.4%、宅地・商工業用地が 27.7%、その他道路・河川・公共・公益用地が 34.9%となっています。

また、本町では、町全域が都市計画区域に指定され、市街化区域と市街化調整区域に分けられています。市街化調整区域には、農業振興地域や都市計画法第 34 条第 11 号の区域があります。

このような中、農業の振興と豊かな田園空間の保全に向け、農地を保全・活用していくとともに、環境保全の重要性が叫ばれる中、優れた自然環境・景観の保全に努めることが求められています。しかし一方では、住宅･宅地の整備や商業環境の整備、工業用地の確保、観光・交流拠点の整備など、定住・交流人口の増加や商工業の振興、利便性の向上等を目指した都市的な土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、自然的な土地利用と都市的な土地利用とが調和した良好な地域環境を形成し、町の一体的かつ秩序ある発展を図るため、基本構想「土地利用構想」に基づき、土地利用関連計画の総合調整を行いながら、全町的な土地利用の方向性を明確化し、これに基づく計画的な土地利用を進めていく必要があります。

施策の体系

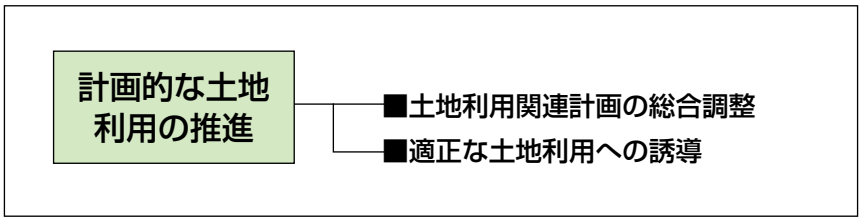

主要施策

（１）土地利用関連計画の総合調整

① 基本構想「土地利用構想」に基づき、町のさらなる発展に向けた計画的かつ高度な土地利用を推進するため、都市計画マスタープラン※32 や農業振興地域整備計画の総合調整を適宜行い、土地利用の明確化を図ります。

② コンパクトシティ※33 の形成など新たなまちづくりの方向性を検討するため、立地適正化計画の策定準備を進めます。

（２）適正な土地利用への誘導

広報・啓発活動の推進等を通じ、土地利用関連計画や関連法、開発指導要綱等についての周知に努めるとともに、これらに基づく適正な規制・誘導に努め、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた土地利用への誘導を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
農業振興地域農用地面積	ha	365	365
土地利用の状況に関する町民の満足度	%	18.4	25.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○ 土地利用関連計画や関連法、開発指導要綱等についての知識を深め、適正な土地利用に協力しましょう。

○ 事業者は、土地利用関連計画や関連法、開発指導要綱等に基づき、適正な開発等を行いましょう。

※ 32　都市計画に関する基本的な方針

※ 33　生活に必要な諸機能を、徒歩圏内など近接した場所に集約した効率的で持続可能な都市

２　市街地の整備

現況と課題

良好な住宅地や公園・緑地、道路・交通網などが整備された市街地は、安全・安心で快適な居住環境や産業・文化の集積を生み出すものであり、地域の発展を支える重要な基盤です。

本町では、町全域の 1,630ha が都市計画区域に指定されており、市街化区域が 459.1ha（28.2%）、市街化調整区域が 1,170.9ha（71.8%）となっています。

市街化区域内の用途地域の状況をみると、真美ヶ丘ニュータウンの大部分が第１種中高層住居専用地域、既成市街地が第１種住居地域及び準工業地域、既成市街地の中心部の道路沿いや真美ヶ丘ニュータウンの一部が近隣商業地域に指定されています。また、平成 23 年５月に都市計画道路大和高田・斑鳩線沿道の一部を準住居地域に指定しました。

本町ではこれまで、既成市街地における都市基盤整備の推進や、土地区画整理事業による真美ヶ丘・みささぎ台地区の新市街地の整備促進、大型商業施設の立地誘導など、良好な市街地の形成に努めてきましたが、今後の人口増加や居住環境の向上に向けた住居系市街地の整備をはじめ、まちの玄関としての箸尾駅周辺の環境整備、新たな活力の創出に向けた商工業立地基盤の拡充等が課題となっています。

このため、今後は、都市計画マスタープランの総合調整を適宜行いながら、町民と協働して土地の高度利用や都市施設の整備を進め、人々が集う魅力ある市街地の創造を進めていく必要があります。

施策の体系

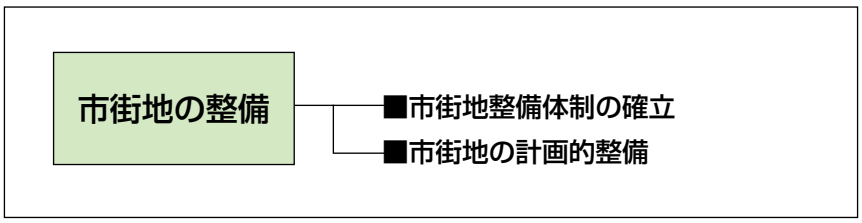

主要施策

（１）市街地整備体制の確立

関連部門、関係機関･団体との連携強化、町民への都市計画に関する情報提供･啓発の推進等を通じ、町民・事業者・行政が共通の認識のもとに市街地整備に取り組める体制の確立と機運の醸成に努めます。

（２）市街地の計画的整備

① 住居系市街地において、関係法令等により、良好な住環境の維持・保全に努めるとともに、住居系市街地に限らず、人口増加に向けた新たな住宅地の形成誘導を進めます。

② 箸尾駅周辺において、整備手法を検討しながら、まちの玄関としての環境整備及び商業機能の充実に向けた取り組みを推進します。

③ 幹線道路沿道等において、周辺の環境や景観に配慮しながら、商業・サービス施設等の立地誘導を進めます。

④ 観光・交流人口の増加及び町全体の活性化に向け、竹取公園周辺において、新たな賑わいの拠点づくりを進めます。

⑤ 新たな活力の創出に向け、工業系市街地の拡大や必要な基盤整備、地場産業の活性化のための研究施設・研究開発型工場の立地誘導を進めます。

⑥ 上記施策と連動しながら、市街化区域の拡大及び用途地域の見直しについて検討していきます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
市街地の整備状況に関する町民の満足度	%	19.5	25.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○ 都市計画についての知識を深め、市街地整備に協力しましょう。
○ 関係法令等により、良好な住環境の維持・保全に努めましょう。

３　住宅施策の推進と定住・転入の促進

現況と課題

快適・安全・安心でゆとりのある住まいを確保することは、人々の定住を促進する最も重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。

本町では、昭和 49 年から、西部の丘陵地帯において真美ヶ丘ニュータウンの開発が進められ、大都市近郊の良好な環境の新興住宅地として発展し、現在も着実に人口増加を続けていますが、近年の人口増加率は徐々に減少してきています。

このような中、現在の人口規模を維持し、活気あふれるまちづくりを進めていくため、民間開発の適正な誘導等により、良好な環境の住宅地の形成を促進していく必要があります。

また、南海トラフ巨大地震の発生が予測される中、本町では、住宅の耐震化に関する支援を行っていますが、安全・安心な住環境の確保に向け、今後とも継続して支援していく必要があります。

一方、町営住宅については、平成 28 年４月現在、４団地 85 戸を管理しています。

本町ではこれまで、平成 24 年度に策定した町営住宅長寿命化計画に基づき、既存住宅の適正な維持管理や改善等に努めてきましたが、全体的に老朽化が進んでおり、今後は、町民ニーズや民間による住宅建設の動向等を踏まえながら、建替等を進めていく必要があります。

また、人口減少を抑制し、地方創生を実現していくためには、こうした住宅施策の推進はもとより、各分野にわたる取り組みを総合的に進め、地域自体の魅力・活力を高めていくことが必要ですが、これに加え、定住・転入のきっかけとなる、情報発信や相談、経済的支援などの直接的な支援も重要です。

このため、今後は、本町の魅力についての情報発信の強化や転入に関する相談体制の充実、空き家の利活用、三世代家族の定住支援など、定住・転入希望者の掘り起こしときめ細かな支援を進めていく必要があります。

ニュータウン街並み

施策の体系

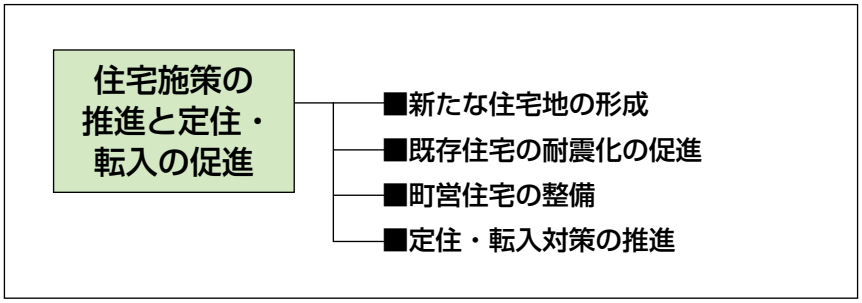

主要施策

（１）新たな住宅地の形成

住宅ニーズへの対応と人口規模の維持による活気あふれるまちづくりに向け、民間開発の適正な誘導等を行い、良好な環境の新たな住宅地の形成を促進します。

（２）既存住宅の耐震化の促進

南海トラフ巨大地震に備えるため、耐震改修促進計画に基づき、既存住宅の耐震診断・耐震改修に対する支援を行います。

（３）町営住宅の整備

老朽化した町営住宅について、個々の状況把握を行いながら、建替や改善、用途廃止等を計画的に推進します。

（４）定住・転入対策の推進

① 定住・転入希望者の掘り起こしに向け、町民との協働のもと、さまざまな媒体や機会を活用し、効果的・戦略的なタウンプロモーション活動※34を推進します。

② 定住・転入に関する相談に効果的に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

③ 若い世代の定住・転入を促進するため、空き家を賃貸する制度の充実・活用を進めます。

④ 三世代家族の定住を促進するため、三世代の同居・隣居・近居に関する経済的支援を行います。

※ 34　町の魅力や資源を内外に向けてアピールすることなどで、町への愛着と誇りを高めるとともに、町の知名度や好感度を上げ、町そのものを全国に売り込むこと

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
民間住宅耐震改修支援件数	件	3	10
三世代ファミリー定住支援件数	件	－	100
住宅施策の状況に関する町民の満足度	%	21.8	25.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　住宅の耐震性を把握し、安全性を確保しましょう。
○　タウンプロモーション活動に参加・協力しましょう。
○　町の制度を活用し、住居の確保や三世代同居等を進めましょう。

すむ・奈良・ほっかつ！～移住促進プロジェクト～

４　道路・交通網の充実

現況と課題

道路や公共交通は、便利で快適な住民生活や活力ある産業活動、地域間の連携・交流を支える重要な基盤です。

本町の道路網は、平成 28 年４月現在、大和郡山･広陵線や河合･大和高田線、田原本･広陵線をはじめとする県道８路線、町道 873 路線、農道 131 路線のほか、柳板・大谷線、広谷・秋廻り線をはじめとする都市計画道路 13 路線によって構成されています。

本町ではこれまで、関係機関との連携のもと、道路網の整備を計画的に進めてきましたが、幅員が狭く歩道が確保されていない県道が残されているほか、町道についても、既成市街地を中心に幅員４m未満の道路が多く、その整備が求められています。

このため、今後は、都市計画道路や県道の整備を関係機関に積極的に要請していくとともに、町道網の整備及び長寿命化を計画的･効率的に推進し、一層便利で安全な道路網･道路環境の整備を進めていく必要があります。

また、本町の公共交通については、北部を近鉄田原本線が走り、箸尾駅が設置されているほか、民間事業者による路線バスが運行されていますが、その路線バスの一部が運行休止となったことを受け、平成 21 年度から広陵元気号の試行運行を開始しました。

しかし、利便性のさらなる向上を求める町民の声が多数あったことから、平成 26 年度に公共交通利用実態調査及び広陵元気号利用者アンケートを実施し、地域公共交通活性化協議会で協議した上で、平成 28 年４月から運行内容を見直し、同年 10 月から運賃を有料化し、本格運行を開始しています。

今後は、これらと並行して平成 28 年５月に策定した地域公共交通網形成計画に基づき、各公共交通事業者との連携のもと、公共交通のさらなる充実に向けた取り組みを進めていく必要があります。

ニュータウン風景

施策の体系

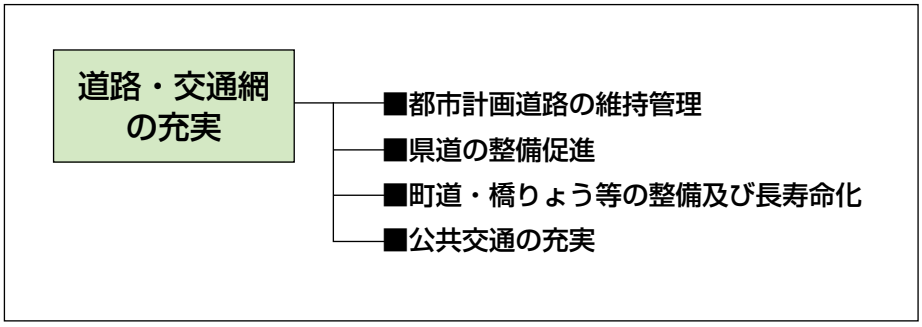

主要施策

（１）都市計画道路の維持管理

すでに整備されている都市計画道路について、適正な維持管理に努めます。

（２）県道の整備促進

県道田原本・広陵線の歩道整備をはじめ、県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

（３）町道・橋りょう等の整備及び長寿命化

① 歩行者・自転車の安全対策や地域の意向を踏まえながら、既成市街地における狭あい道路の拡幅をはじめ、町道及び橋りょう等の整備を計画的・効率的に進めるとともに、維持管理体制の充実を図り、長寿命化に努めます。

② 今後、日常生活の主な移動手段となる自転車について、安全・快適に利用ができる道路の整備を推進します。

③ 道路幅員の確保や防災の観点から、無電柱化を計画的に進めます。

（４）公共交通の充実

地域公共交通網形成計画に基づき、また地域公共交通活性化協議会でさらに協議を重ねつつ、コンパクトシティの形成など新たなまちづくりの方向性も検討しながら、路線バスや広陵元気号だけでなく、町全体の総合的な公共交通ネットワークの形成を進めていきます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
広陵元気号利用者数	人	25,500	27,000
道路の整備状況に関する町民の満足度	%	37.7	45.0
路線バスの状況に関する町民の満足度	%	16.0	20.0
地域公共交通の状況に関する町民の満足度	%	14.8	20.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　身近な道路の維持管理に協力しましょう。
○　バスの利用頻度を高めるとともに、利用しやすい公共交通にするため、意見・要望を伝えましょう。

広陵元気号

５　情報化の推進

現況と課題

スマートフォンやタブレット端末等の情報通信機器の普及、ＳＮＳの利用拡大などにより、情報通信環境は急速に向上し続けており、あらゆる分野でＩＣＴを利活用する時代が到来しています。

本町ではこれまで、庁内におけるネットワークの構築や国・県のネットワークへの接続をはじめ、県及び県下自治体と共同で運用する施設予約システムの導入、本庁と町内各公共施設の光ファイバによる接続等を行ってきたほか、町民サービスの向上と経費の削減に向け、住民情報や税務、国保・年金をはじめとする行政の基幹となるシステムの県内７市町による共同化を進めてきました。

近年では、社会保障・税番号制度※35 の導入に伴い、県内７市町共同によるシステム改修を行ったほか、町民サービスのさらなる充実に向け、ホームページのリニューアルや公衆無線ＬＡＮ環境※36 の整備などを行いました。

また、地域の情報通信基盤としては、民間事業者により光ファイバ網がすでに整備されており、町内全域で高速・大容量のインターネットの利用が可能な状況にあります。

今後、情報化は、自治体経営や地域活性化に欠かせない社会基盤として、これまで以上に大きな役割を果たすことが予想されることから、だれもが支障なく利用できる環境づくりに留意しながら、町全体の情報化をさらに進めていく必要があります。

また、急速に複雑・巧妙化するサイバー攻撃※37 に対応するため、また、社会保障・税番号制度の運用にあたり個人情報を一層安全に取り扱う必要があるため、情報セキュリティ対策のさらなる強化が必要です。

施策の体系

情報化の推進

- ■行政内部の情報化の推進
- ■情報サービスの充実
- ■情報セキュリティ対策の強化
- ■だれもが支障なく利用できる情報環境づくり

※ 35　利便性の高い公平･公正な社会の実現に向け､国民一人ひとりに 12 桁のマイナンバー（個人番号）を付番・通知し、社会保障、税、災害対策の行政手続きに利用する制度
※ 36　無線通信システムを利用してインターネットへの接続を提供するサービス環境
※ 37　コンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行なったり、システムを機能不全に陥らせること

主要施策

（１）行政内部の情報化の推進

既存の各種システムの維持・充実に加え、今後ともシステムの共同化等の可能性を検討しながら、新たなシステムの導入等を行い、行政内部の情報化を一層推進します。

（２）情報サービスの充実

① 町民がさまざまな情報を入手し、町民生活に役立てることができるよう、ホームページの内容充実及び有効活用を図ります。

② 町民及び来町者の利便性のさらなる向上に向け、公衆無線ＬＡＮ環境の充実を図ります。

（３）情報セキュリティ対策の強化

各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、インターネット分離※38 や二要素認証※39 の導入など、情報セキュリティ対策※40 の強化を図ります。

（４）だれもが支障なく利用できる情報環境づくり

高齢者や障がい者を含め、だれもが支障なく情報環境を利用することができるよう、町民及び職員への情報化に関する教育・研修・サポート体制の充実に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
町ホームページアクセス回数	回	340,555	370,000
町のホームページを閲覧している町民の割合	%	(H22)　41.8	50.0
情報環境に関する町民の満足度	%	14.6	20.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

※ 38　サイバー攻撃をはじめとする脅威を防ぐため、業務で使用するネットワークとインターネットへ接続するネットワークを分離すること

※ 39　二つの要素を組み合わせて使用者の身元を確認する仕組み

※ 40　情報システムを取り巻くさまざまな脅威から、情報資産の機密性・完全性・可用性の確保を行いつつ、正常に維持すること

町民等に期待される役割

○　ホームページや公衆無線ＬＡＮを活用しましょう。
○　情報環境を上手に利用するための知識や技能を習得しましょう。

広陵町ホームページ

第6章　みんなの力で進めるまちづくり

1　人権の尊重

現況と課題

人は生まれながらにして自由かつ平等であり、だれからも奪われることのないさまざまな権利を等しく持っています。これらの権利は、人類の長い歴史にわたる努力の成果として確立され、日本国憲法においても、侵すことのできない永久の権利として基本的人権が保障されています。

本町では、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、人権教育推進協議会及び人権・同和問題啓発活動推進本部の設置のもと、さまざまな場を通じた人権教育の推進や「人権のつどい」の開催などの人権啓発の推進、相談体制の充実等に努め、着実に成果を上げてきました。

また、世界的にテロや紛争が頻発し、深刻かつ大規模な人権侵害が引き起こされてきた中で、本町では、人権が保障される平和な社会の実現に向け、昭和 60 年に「核兵器廃絶平和宣言」を採択するなど、平和行政の推進にも取り組んできました。

しかし、同和問題をはじめ、子どもや障がいのある人、高齢者に対する虐待、女性に対する暴力など、対応の強化が求められている課題や、ヘイトスピーチ※41 やインターネットを悪用した人権侵害、性的マイノリティー※42 に対する固定観念など、新たに対応すべき課題も生じてきています。

このような課題を解決するためには、すべての町民の暮らしの中に人権を尊重する考えを根づかせ、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場において習慣として定着させ、人権文化を創造していくことが必要です。

このため、今後は、これまでの取り組みを踏まえ、人権教育と人権啓発を車の両輪として位置づけ、それぞれの内容・方法等の充実や相互の連携強化を図りながら、効果的かつ継続的に推進するとともに、相談体制の充実を進めていく必要があります。

※ 41　特定の人種・民族・宗教・性別・職業・身分に属する個人や集団に対して行う、極端な悪口や中傷

※ 42　同性愛者・両性愛者・性同一性障がい者などの性的少数者

施策の体系

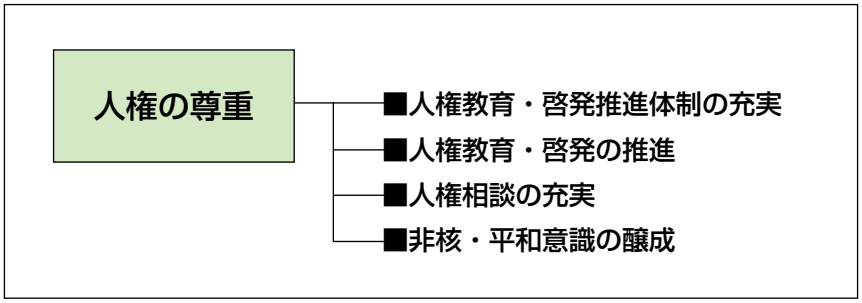

主要施策

（１）人権教育・啓発推進体制の充実

町一体となった人権教育・啓発を推進するため、その中心となる人権教育推進協議会及び人権・同和問題啓発活動推進本部の活動促進に努めます。

（２）人権教育・啓発の推進

議会で採択された「人権擁護の町の宣言決議」のもと、町民一人ひとりが人権尊重の精神をあたり前の社会意識として身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づく、「豊かな人権文化の創造」を目指し、内容や方法などを工夫・改善しながら、学校、家庭、地域、職場、その他あらゆる場を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

（３）人権相談の充実

人権擁護委員や関係機関との連携を強化し、人権問題に関する相談の充実を図ります。

（４）非核・平和意識の醸成

学校における平和教育をはじめ、平和推進事業の充実を図り、町民の非核・平和に関する意識の醸成を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
人権講座の開催回数	回	4	4
町職員の人権研修受講者数	人	47	80
平和に関する事業開催回数	回	1	3
人権尊重のまちづくりの状況に関する町民の満足度	%	16.7	25.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　人権問題を他人事としてではなく、自らの問題として意識し、行動しましょう。
○　事業者は、雇用や待遇に関する差別をなくしましょう。
○　悩みごとがあれば、相談窓口で相談しましょう。
○　非核・平和への関心を高めましょう。

人権啓発

２　男女共同参画社会の形成

現況と課題

男女が、性別にかかわりなく、対等な立場で、社会のあらゆる分野における活動に参画することができる男女共同参画社会の形成が求められています。また、自らの意思で働き、または働きたいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、女性の職業生活における活躍を促進する環境づくりが求められています。

本町ではこれまで、広報・啓発活動の推進や審議会等への女性の登用、婦人会の活動支援等を行い、男女共同参画に関する町民の意識改革や女性の社会参画の促進に努めてきました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会慣行が依然として残っているほか、男女がともに社会参画するための社会環境の整備についても十分とはいえない状況にあります。

また、ＤＶなどの暴力、ひとり親家庭の経済格差などが社会問題化しており、これらへの対応も求められています。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題、関連する法や制度を踏まえ、男女共同参画に関する指針を策定し、意識改革の一層の推進や政策・方針決定の場への女性の参画促進をはじめ、男女平等に向けた具体的な取り組みを計画的に進めていく必要があります。

施策の体系

男女共同参画社会の形成

- ■男女共同参画行動計画の策定
- ■男女共同参画社会への意識改革の推進
- ■男女共同参画の社会環境づくり
- ■暴力の根絶に向けた取り組みの推進

主要施策

（１）男女共同参画行動計画の策定

本町の実情に即した男女共同参画の取り組みを総合的・計画的に進めるため、男女共同参画行動計画を策定します。

（２）男女共同参画社会への意識改革の推進

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習などさまざまな場を通じ、これまでの社会慣行の見直しやジェンダー※43による差別の解消、男女平等意識の浸透に向けた啓発・教育を推進します。

（３）男女共同参画の社会環境づくり

① 町の審議会等への女性の積極的な登用や、団体役員・地域役員への女性の登用の働きかけなどを行い、政策・方針を決定する場への女性の参画を促進します。

② 女性のエンパワーメント※44と活躍の場の拡大に向け、学習機会の提供や団体活動の支援を行います。

③ 広報紙やホームページなどによる育児・介護休業制度の周知や男女共同参画に関する啓発など、男性への配慮も含めたワーク・ライフ・バランス※45の実現を支援する取り組みを進めます。

（４）暴力の根絶に向けた取り組みの推進

ＤＶやセクシャル・ハラスメントなどのあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関との連携のもと、相談・保護体制の充実に努めます。

※43　社会的性別。社会によってつくり上げられた「男性像」・「女性像」などの男女の別
※44　自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる能力を身につけること
※45　仕事と生活の調和

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
審議会等への女性の登用率	%	16.7	20.0
男女共同参画セミナーの開催数	回	0	1
男女共同参画の状況に関する町民の満足度	%	13.9	20.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　男女共同参画意識を高め、日常生活に生かしましょう。
○　男女ともに審議会委員や団体役員･地域役員として、まちづくり･地域づくりに参加しましょう。
○　女性団体は、活動体制の充実に努めましょう。
○　男女がお互いに協力し、ワーク･ライフ･バランスに努めましょう。
○　事業者は、仕事と生活の調和のための職場環境づくりに努めましょう。

３　コミュニティの育成

現況と課題

全国的に地域における住民同士の交流機会の減少や地域連帯意識の希薄化が進み、コミュニティの弱体化や崩壊が懸念されています。

しかし、少子高齢化が急速に進む中、また大規模災害が頻発する中で、身近な地域で住民同士がお互いに支え合い助け合い、地域の課題を地域自らで解決していくことの重要性が再認識されてきています。

現在、本町には 41 の区及び自治会があり、さまざまなコミュニティ活動が行われていますが、核家族化の進行や価値観の多様化に伴う区・自治会未加入世帯の増加や高齢世帯の脱退などにより、活動が停滞傾向にある地域もみられ、将来にわたるコミュニティ機能の維持・強化が求められています。

今後、本町が活力あるまちづくりを進めていくためには、地域ごとの活力を向上させることが基本となることから、コミュニティ活動の活性化に向けた取り組みを本町の重点施策として位置づけ、積極的に推進していく必要があります。

施策の体系

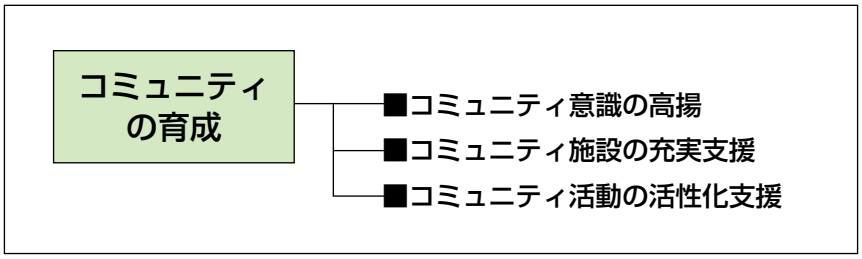

主要施策

（１）コミュニティ意識の高揚

コミュニティの重要性や実際の活動状況等に関する広報・啓発活動、情報提供を継続して行い、町民の“自らの地域は自らでつくる”という意識の高揚とコミュニティ活動への参加促進、転入世帯や区・自治会の未加入世帯への加入促進に努めます。

（２）コミュニティ施設の充実支援

コミュニティ活動の拠点となる公民館や集会所の維持管理・改修を支援し、活動しやすい環境づくりに努めます。

（３）コミュニティ活動の活性化支援

① 環境美化活動や交通安全・防災・防犯活動をはじめ、区や自治会が地域ぐるみで行う活動に対する補助金交付制度の周知と活用を促すとともに、制度の終了後においても新たな補助金交付制度を創設し、コミュニティ活動の活性化を継続して支援していきます。

② 地域担当職員の配置を継続し、コミュニティの活性化に向けた各種の取り組みを推進します。特に、地域の現状・課題をとりまとめたコミュニティカルテをもとに、地域活性化プランの作成を支援し、地域の実情に合った事業の実施を促進するとともに、小学校区単位の新たなコミュニティ組織の育成についても検討・推進します。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
自治会加入世帯率	%	93.0	94.0
区・自治会における地域活性化プランの作成件数	件	0	15
コミュニティ活動の状況に関する町民の満足度	%	25.3	35.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○ “自らの地域は自らでつくる”という意識を高め、コミュニティ活動に参加しましょう。
○ 区・自治会に加入しましょう。
○ 公民館や集会所の維持管理・改修に努めましょう。
○ 町の補助金交付制度を活用し、地域ぐるみの活動を行いましょう。
○ 地域担当職員と連携して地域活性化プランを作成し、それに基づく事業を実施しましょう。
○ 小学校区単位の新たなコミュニティを立ち上げましょう。

４　協働のまちづくりの推進

現況と課題

社会環境の変化に伴ってますます複雑・多様化する行政課題に効果的に対応しつつ、個性的で自立したまちを創造・経営していくためには、住民と行政が心を合わせ、力を結集し、協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

そのためには、行政情報を積極的に公開・提供しながら、多様な住民参画・協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。

本町では、広報紙やホームページ、ＳＮＳ等を通じた広報活動を行うとともに、住民懇談会や町長への手紙等による広聴活動を行い、町民への情報提供や意見の反映に努めています。

また、町民参画による開かれた町政を進めるため、情報公開条例に基づき、情報公開を推進しているほか、各種行政計画の策定においても、懇話会や審議会の開催、アンケート調査、パブリックコメント※46の実施等により、積極的な町民参画に努めています。

今後は、これらの取り組みをさらに発展させ、町民と行政との情報・意識の共有化や多様な分野における新たな関係の構築を一層進め、知恵と力を合わせた協働のまちづくり、町民団体やＮＰＯ、民間企業、大学等の多様な主体がともに公共を担うまちづくりを進めていく必要があります。

住民懇談会

※46　ホームページ等を活用した住民の意見の募集とその対応結果の公表

施策の体系

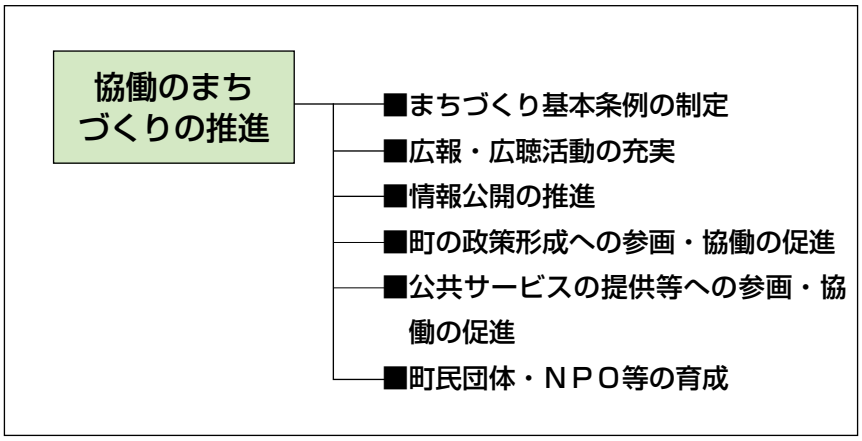

主要施策

（１）まちづくり基本条例の制定

町民参画・協働のまちづくり、多様な主体がともに公共を担うまちづくりを総合的・計画的に進めるため、その指針となるまちづくり基本条例の制定を行います。

（２）広報・広聴活動の充実

① 読みやすくわかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、ホームページやＳＮＳ等による広報活動の充実に努めます。

② 住民懇談会や町長への手紙等による広聴活動の充実に努めるほか、行政サービスのさらなる充実に向け、幸福度向上を目的とする町民意識調査を実施し、町民ニーズの把握に努めます。

（３）情報公開の推進

町民への説明責任を果たし、開かれた町政を推進するため、個人情報の保護に配慮しつつ、情報公開を推進します。

（４）町の政策形成への参画・協働の促進

① 各種行政計画の策定や見直しにあたって、懇話会や審議会の開催及び委員の一般公募、アンケート調査、パブリックコメント等を実施し、町の政策形成への町民の参画・協働を促進します。

② 懇話会や審議会における委員の若者枠の設定やインターネットを活用した意見の公募など、若者の町政への積極的な参画を促進します。

（５）公共サービスの提供等への参画・協働の促進

多様な主体がともに公共を担うまちづくりを進めるため、公共施設の整備・管理や公共サービスの提供等への町民団体、ＮＰＯ、民間企業、大学等の参画・協働を促進します。

（６）町民団体・ＮＰＯ等の育成

既存の各種町民団体の活動支援に努めるほか、新たなまちづくり団体やＮＰＯ等を設立・育成できるような仕組みの構築に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
町政説明会の出席者数	人	196	250
広報こうりょうを読んでいる町民の割合	%	（H22）93.7	95.0
住民参画・協働の状況に関する町民の満足度	%	22.7	30.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　広報紙やホームページ、ＳＮＳ等を活用し、町の情報を的確に把握しましょう。
○　広聴活動の場や機会を活用し、意見・提言を行いましょう。
○　公募委員への応募やパブリックコメントの活用等を通じ、町の計画策定に参画・協働しましょう。
○　公共施設の整備・管理や公共サービスの提供等に参画・協働しましょう。
○　新たなまちづくり団体・ＮＰＯを立ち上げ、活動しましょう。

５　自立した自治体経営の推進

現況と課題

地方分権がさらに進展するとともに、地方創生の時代が到来し、これからの自治体には、住民とともに自らのまちの未来を自らが決め、独自の政策を展開していくことができる創造力や企画力、行動力が一層強く求められます。

本町ではこれまで、地方行財政を取り巻く厳しい環境を踏まえ、経常的経費の削減をはじめ、健全な財政基盤の確立と町民サービスの向上を主眼に置いた徹底した行財政改革を推進し、大きな成果を上げてきました。

しかし、今後、少子高齢化の進行や安全・安心への意識の高まりをはじめ、社会・経済情勢の変化に伴い、行政ニーズはこれまで以上に増大･多様化していくことが予想され、これらに対応した行財政体制の一層の強化が求められています。

また、公共施設の老朽化が進んでおり、適正な維持管理・長寿命化を図りながら、大規模改修や統廃合等に伴う財政負担に備えなければなりません。

このような中、限られた財源を有効に活用し、自立・持続可能な自治体経営を進めていくためには、周辺自治体や大学、民間企業等との連携、民間の経営手法の導入といった視点に立ち、行財政運営のあり方を部門ごとに分析・評価し、さらなる効率化と質的な向上を進めていく必要があります。

このため、今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、事務事業や組織・機構の見直し、定員管理の適正化、人材の育成、健全な財政運営の推進、公共施設の総合的な管理の推進など、一歩進んだ行財政改革を進めていく必要があります。

広陵町役場

施策の体系

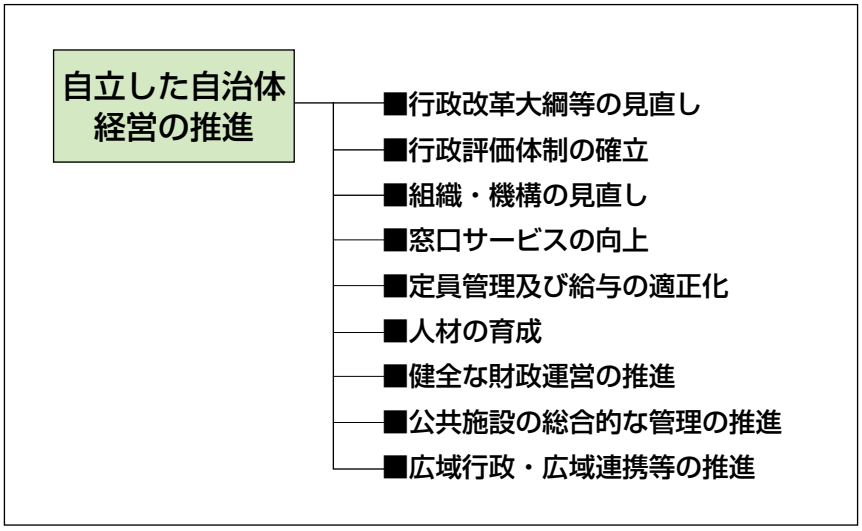

主要施策

（１）行政改革大綱等の見直し

これまでの行財政改革の成果と課題を検証し、一歩進んだ取り組みを総合的・計画的に進めるため、行政改革大綱等の指針の見直しを図ります。

（２）行政評価体制の確立

総合計画と連動した事務事業評価を行うとともに、外部の視点からの評価として、学識経験者及び町民等で構成する第三者行政評価委員会の設置を検討します。

（３）組織・機構の見直し

社会・経済情勢の変化や町民ニーズの動向に応じ、機能的な組織・機構への再編を適宜行います。

（４）窓口サービスの向上

町民の利便性の向上に向け、各種証明書のコンビニエンスストアでの交付及び役場本庁舎内多機能端末の運用に係る周知の徹底と、既設サービスカウンター機能の継続により、選択可能な幅広い窓口サービスの拡充を図ります。

（５）定員管理及び給与の適正化

少数精鋭を基本に、計画的な職員の定員管理を行うとともに、職員給与の適正化を図ります。

（６）人材の育成

職員の研修への積極的な参加や多様な人事交流の促進、人事評価制度の活用により、職員の意識改革や能力開発を進め、地方分権・地方創生の時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

（７）健全な財政運営の推進

① 事務事業の見直しを通じた経費節減の徹底はもとより、町税等の収納対策の強化や補助金の整理・合理化、使用料・手数料の見直しなどにより自主財源の確保を図ります。

② 財政状況を常に分析し、町民にわかりやすい形で公表しながら、必要性、緊急性、費用対効果等を十分に踏まえ、財源配分の重点化を図り、効果的で無駄のない健全な財政運営を推進します。

（８）公共施設の総合的な管理の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設のあり方についてさらに調査・研究を行い、財政状況に見合った総合的な管理を推進します。

（９）広域行政・広域連携等の推進

① 効率的な自治体経営の推進と町民サービスの向上に向け、葛城広域行政事務組合をはじめ、一部事務組合による共同事業等の効率的な推進に努めます。

② 香芝市や畿央大学をはじめ、周辺自治体や大学、民間企業等との連携協定に基づく事業を積極的に推進するとともに、さらなる連携のあり方について調査･研究を進め、行政ニーズに対応した効果的な連携事業を検討･推進します。

広陵町・香芝市共同中学校給食センター

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	平成 27 年度（実績）	平成 33 年度（目標）
職場研修参加者数	人	133	300
実質公債費比率	%	11.1	10.0
経常収支比率	%	93.2	91.0
広域連携による事業件数	件	－	15
行財政改革の状況に関する町民の満足度	%	9.7	15.0
広域的な連携の状況に関する町民の満足度	%	13.6	18.0

注）町民の満足度は、平成 27 年度に実施した町民アンケート調査で「満足」と「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合

町民等に期待される役割

○　町の行財政改革に対する関心を高め、意見･提言を行いましょう。
○　納税や受益者負担に関する意識を高め、税金や公共料金の納付義務を果たしましょう。
○　団体運営について、補助金等を財源としている運営を見直し、自立運営に努めましょう。

第３部

資料

第４次広陵町総合計画後期基本計画策定の経過
広陵町総合計画後期基本計画策定懇話会設置要綱
第４次広陵町総合計画後期基本計画策定懇話会委員
未来の広陵町（作文）

第４次広陵町総合計画後期基本計画策定の経過

年	月　日	内　　容
平成 28 年	３月	総合計画策定懇話会委員への依頼
	５月 13 日	第１回総合計画後期基本計画策定懇話会 （委嘱・概要説明・意見交換）
	６月	前期基本計画達成状況調査実施
	７月	未来の広陵町に関する絵画・作文募集
	８月 26 日	第２回総合計画後期基本計画策定懇話会 （前期基本計画点検・評価報告）
	11 月 21 日	第３回総合計画後期基本計画策定懇話会 （総論および後期基本計画の議論）
	12 月６日	パブリックコメントの実施（12 月 26 日まで）
平成 29 年	２月 13 日	第４回総合計画後期基本計画策定懇話会 （総論および後期基本計画の修正やパブリックコメントについての議論）"
	３月 21 日	平成 29 年３月（第１回）議会で、総論及び後期基本計画を議決

広陵町総合計画後期基本計画策定懇話会設置要綱

（設　置）

第１条　第４次広陵町総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）の策定に当たり、広陵町総合計画後期基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　懇話会は、次の事務を所掌する。

⑴　後期計画策定に関わる助言、提言を行うこと。

⑵　その他後期計画の策定に必要な事項に関すること。

（委　嘱）

第３条　懇話会の委員は、２５人以内で組織し、学識経験を有する者及び公募による町民のうちから、町長が委嘱する。

２　委員の任期は、委嘱の日から後期計画の策定が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第４条　懇話会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

２　会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

３　会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会　議）

第５条　懇話会は、町長が招集し、会長がその議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（報　償）

第６条　委員への謝礼は、会議１回につき２，０００円とし、会議開催後毎に支払うものとする。

（庶　務）

第７条　懇話会の庶務は、企画担当課において処理する。

（委　任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、後期計画限り、その効力を失う。

第４次広陵町総合計画後期基本計画策定懇話会委員

（五十音順）

氏　名	団体等
浅野（あさの）　務（つとむ）	公募町民
東（あずま）　秀行（ひでゆき）	区長・自治会長会会長
東（あずま）　洋一（ひろかず）	商工会会長
粟村（あわむら）　眞五（しんご）	公募町民
池嶋（いけじま）　哲（さとし）	公募町民
池嶋（いけじま）　庄一（しょういち）	都市計画審議会会長
伊藤（いとう）　忠通（ただみち）	奈良県立大学学長
乾（いぬい）　善弘（よしひろ）	教育長職務代理者
岩本（いわもと）　光巧（みつよし）	公募町民
氏本（うじもと）　晴視（はるし）	知識経験者
近江（おうみ）　郁子（いくこ）	公募町民
坂口（さかぐち）　忠雄（ただお）	知識経験者
坂野（さかの）　元哉（もとちか）	民生委員児童委員協議会会長
札谷（さつたに）　貴美江（きみえ）	公募町民
清水（しみず）　良一（りょういち）	公募町民
出張（でばり）　緑（みどり）	公募町民
野瀬（のせ）　順久（のぶひさ）	公募町民
林田（はやしだ）　光治（みつはる）	知識経験者
平井（ひらい）　儀一（よしかず）	知識経験者
古田（ふるた）　ミキ	知識経験者
松田（まつだ）　智子（ともこ）	奈良学園大学学部長
松村（まつむら）　和親（かずちか）（副会長）	農業委員会会長
三井田（みいだ）　康記（こうき）（会長）	畿央大学教授

（平成 29 年 3 月現在）

未来の広陵町（作文）

「未来の広陵町」

広陵北小学校　５年　松井　春奈

未来の広陵町は、もっと交通の便が良くなっていると思います。今は、元気号がありますが、どのバスがどこに行くかが分かりにくいです。なので、どのバスがあっちに行ってということを、ハッキリと教えてほしいです。そうしたら、広陵の人たちも、あのバスがあそこ、と分かって使いやすいと思います。そうしたら、便利になると思います。

あと、私はバスが無人運転になると人件費も減り、ケータイでバスがよべて行きたい所につれて行ってくれるというバスができると思います。無人運転なら、お金をはらわずに行くこともできるかもしれませんし、１ｋｍ千円なら千円きちんとはらわないとドアが開かないと言うしくみになっていれば心配はいらないと思います。あと、そのバスは大きいのから小さいのまで、用意して１～３人のお客様なら小さいバスで、４～６人なら大きいバスと様々な大きさのバスを用意しておけば良いと思います。

あと、もう一つは、プールが無料になっていると思います。夏は暑く、プールに入りたい時が毎日なので、毎日入るとしたらとんでもない金額になります。なので、無料にすれば毎日入れます。おさいふにもやさしく、子どもの大好きなプールが毎日入れる、夢の様な未来です！

最後に、広陵町で有名ななすび！そのなすびを品種改良して「赤なす」というものが未来で流行していると思います。外も中も赤く、どちらかというと料理よりスイーツむけのなすびでメロンみたいに甘くケーキのイチゴの代わりにもなり、金額はイチゴが三百円だとして赤なすはその 10 分の3の 90 円！お得で作りやすく、家庭でも作れます。そんななすびが未来の広陵町では流行していると思います。

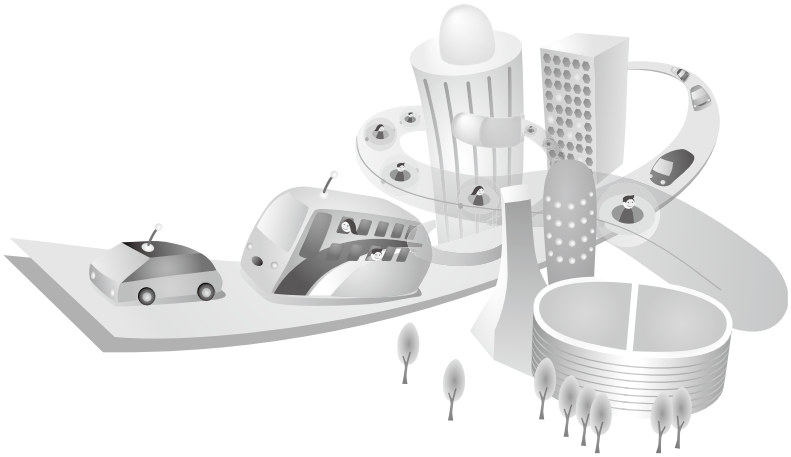

第４次広陵町総合計画　後期基本計画

みんなの広陵元気プラン

編集・発行　奈良県　広陵町

〒635-8515
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
電話：0745-55-1001 ／ＦＡＸ：0745-55-1009
E-mail：info@town.koryo.nara.jp

真美ヶ丘第二小学校　4年生
真野　紗綾

真美ヶ丘第二小学校　1年生
平松　杏菜

真美ヶ丘第二小学校　4年生
西川　京花

広陵西小学校　5年生
山下　さやか

第４次広陵町総合計画　後期基本計画
みんなの広陵元気プラン
編集・発行　奈良県　広陵町

表紙の絵画は、後期基本計画を策定するにあたって、これからの広陵町を担う小学生に「未来の広陵町」をテーマとした作品を募集し、優秀賞に選ばれた絵画です。　※学校名及び学年は募集時